

ニ於テ本法施行前建物ノ築造ニ著手セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ地上權ニ付テハ其ノ設定ノ時ヨリ二十年以上五十年以下、賃借權ニ付テハ五年以上二十年以下ノ範圍内ニ於テ借地權設定當時ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ存續期間ヲ定ム

借地權者又ハ其ノ賃借人カ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者及其ノ借地權者カ其ノ工事著手後遲滞ナク前項ノ請求ヲ爲ササルトキハ土地所有者ト借地權者及其ノ借地權者ト賃借人トノ間ニ於テ建物ノ朽廢ニ至ル迄借地權ヲ設定シタルモノト看做ス

第三十條 前條第一項ノ規定ニ依リ裁判所ノ定メタル存續期間ハ本法ノ適用ニ付テハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ト看做ス

第三十一條 本法施行前借地權者カ建物ヲ築造セスシテ其ノ權利ヲ讓渡シタルトキハ讓渡人又ハ讓受人ハ本法施行後遲滞ナク其ノ旨ヲ土地所有者ニ通知スルコトヲ要ス

讓渡人及讓受人前項ノ通知ヲ爲ササル場合ニ於テハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リ、存續期間ノ定ナキトキハ第二十九條第二項ノ規定ニ拘ラス同條第一項ノ規定ニ依リ裁判ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

前二項ノ規定ハ借地權者カ本法施行前更ニ賃借權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條 本法施行前ニ築造ニ著手シ又ハ築造シタル建物アル借地權ニ付テハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ建物ノ種類及構造並借地權設定當時ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ存續期間ヲ定ム

前項ノ規定ハ契約ヲ以テ賃借權ノ存續期間ヲ二十年ト定メタル場合ニハ之ヲ適用セス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下做之

○委員長侯爵細川護立 散會ヲ命ス

散會 午前十時二十八分

第二回 大正八年二月六日

出席委員

副委員長	岡野敬次郎	委員	伯爵	副島道正
同	平山成信	同	子爵	酒井忠亮
同	子爵 西尾忠方	同		有松英義
同	男爵 佐竹義準	同	男爵	高崎弓彦
同	藤田四郎	同		磯部四郎
同	高橋作衛	同		江木翼

同 星島謹一郎 同 安田善三郎

出席政府委員

司法次官 鈴木喜三郎
司法省法務局長 豐島直通
司法省參事官 山內確三郎
司法省參事官 飯島喬平

開會 午前十時十三分

○副委員長岡野敬次郎 開會ヲ宣告ス

○副委員長岡野敬次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時五分

第三回 大正八年二月八日

出席委員

副委員長 岡野敬次郎 委員 伯爵 副島道正
同 子爵 西尾忠方 同 有松英義

同 男爵 佐竹義準 同 男爵 高崎弓彦
同 藤田四郎 同 磯部四郎
同 江木翼

出席政府委員

司法次官 鈴木喜三郎
司法省法務局長 豐島直通
司法省參事官 山內確三郎
司法省參事官 飯島喬平

開會 午前十一時十八分

○副委員長岡野敬次郎 開會ヲ宣告ス

○副委員長岡野敬次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時二十三分

第四回 大正八年二月十日

出席委員

副委員長 岡野敬次郎 委員 伯爵 副島道正
 同 平山成信 同 子爵 酒井忠亮
 同 子爵 西尾忠方 同 男爵 佐竹義準
 同 男爵 高崎弓彥 同 同 藤田四郎
 同 磯部四郎 同 同 江木翼
 同 安田善三郎

出席政府委員

司法次官 鈴木喜三郎
 司法省法務局長 豐島直通
 司法省參事官 山內確三郎
 司法省參事官 飯島喬平

開會 午前十一時九分

○副委員長岡野敬次郎 開會ヲ宣告ス
 ○副委員長岡野敬次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時五分

第五回 大正八年二月十三日

出席委員

副委員長 岡野敬次郎 委員 伯爵 副島道正
 同 子爵 西尾忠方 同 同 有松英義
 同 男爵 佐竹義準 同 男爵 高崎弓彥
 同 磯部四郎 同 同 江木翼
 同 星島謹一郎 同 同 安田善三郎

出席政府委員

司法次官 鈴木喜三郎
 司法省法務局長 豐島直通
 司法省參事官 山內確三郎
 司法省參事官 飯島喬平

開會 午前十時二十九分

○副委員長岡野敬次郎 開會ヲ宣告ス

○副委員長岡野敬次郎 散會ヲ命ス

散會 午前十一時五十七分

第六回 大正八年二月十五日

出席委員

副委員長 岡野敬次郎 委員 伯爵 副島道正

同 子爵 西尾忠方 同 有松英義

同 男爵 高崎弓彦 同 磯部四郎

同 高橋作衛 同 江木翼

同 星島謹一郎 同 安田善三郎

出席政府委員

司法次官 鈴木喜三郎

司法省參事官 山内確三郎

司法省參事官 飯島喬平

開會 午前十時三十六分

○副委員長岡野敬次郎 開會ヲ宣告ス

○副委員長岡野敬次郎 散會ヲ命ス

散會 午前十一時四十九分

第七回 大正八年二月十八日

出席委員

委員長 侯爵 細川護立 副委員長 岡野敬次郎

委員 伯爵 副島道正 同 子爵 酒井忠亮

同 有松英義 同 男爵 佐竹義準

同 藤田四郎 同 磯部四郎

同 高橋作衛 同 星島謹一郎

同 安田善三郎

出席政府委員

司法省法務局長 豊島直通

開會 午後一時四十六分

○委員長侯爵細川護立 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵細川護立 散會ヲ命ス

散會 午後一時五十三分

第八回 大正八年三月十日

出席委員

委員長	侯爵	細川	護立	副委員長	岡野敬次郎
委員	伯爵	副島	道正	同	平山成信
同	子爵	酒井	忠亮	同	有松英義
同	男爵	佐竹	義準	同	高崎弓彦
同		藤田	四郎	同	磯部四郎
同		安田	善三郎		

司法省參事官	山内確三郎
司法省參事官	飯島喬平

出席政府委員

開會 午後二時二十九分

○委員長侯爵細川護立 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵細川護立 散會ヲ命ス

散會 午後三時五十六分

第九回 大正八年三月十七日

出席委員

委員長	侯爵	細川	護立	副委員長	岡野敬次郎
委員	子爵	酒井	忠亮	同	西尾忠方
同		有松	英義	同	佐竹義準
				男爵	

司法次官	鈴木喜三郎
司法省法務局長	豐島直通
司法省參事官	山内確三郎
司法省參事官	飯島喬平

同	磯部四郎	同	高橋作衛
同	江木忠翼	同	星島謹一郎

出席政府委員

司法次官	鈴木喜三郎
司法省法務局長	豐島直通
司法省參事官	山内確三郎
司法省參事官	飯島喬平

開會 午後一時十八分

○委員長侯爵細川護立 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵細川護立 散會ヲ命ス

散會 午後四時十八分

第十回 大正八年三月十九日

出席委員

委員長 侯爵	細川護立	副委員長	岡野敬次郎
--------	------	------	-------

委員	平山成信	同	子爵	酒井忠亮
同	西尾忠方	同	男爵	有松英義
同	佐竹義準	同	男爵	高崎弓彦
同	磯部四郎	同		高橋作衛
同	江木翼	同		星島謹一郎
同	安田善三郎			

出席政府委員

司法次官	鈴木喜三郎
司法省參事官	山内確三郎

開會 午後一時二十七分

○委員長侯爵細川護立 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵細川護立 散會ヲ命ス

散會 午後四時

第十一回 大正八年三月二十六日

第十出席委員 大正八年三月二十六日

委員長 侯爵 細川 護立 副委員長 岡野 敬次郎

委員 伯爵 副島 道正 同 平山 成信

委員 子爵 開酒 井忠亮 同 子爵 西尾 忠方

同 有松 英義 同 男爵 高崎 弓彦

同 藤田 四郎 同 高橋 作衛

同 江木 翼 同 星島 謹三郎

出席政府委員 安田 善三郎

司法次官 鈴木 喜三郎

司法省法務局長 豐島 直通

司法省參事官 山内 確三郎

司法省參事官 飯島 喬平

開會 午後二時八分

○委員長侯爵細川護立 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵細川護立 散會ヲ命ス

散會 午後四時十一分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

借地法案

右否決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月二十六日

右特別委員長

侯爵 細川 護立

貴族院議長公爵徳川家達殿

委員長 侯爵 細川 護立 印

副委員長 岡野 敬次郎 印

借地法案特別委員會
 委員
 委員長 德川 賴倫
 委員 細川 護立
 委員 松浦 厚
 委員 平山 成信
 委員 青木 信光
 委員 前田 利定
 委員 小牧 昌業
 委員 江木 千之
 委員 小松 謙次郎
 委員 水野 鍊太郎
 大正八年三月二十六日
 借地法案特別委員會
 委員長 德川 賴倫
 委員 細川 護立
 委員 松浦 厚
 委員 平山 成信
 委員 青木 信光
 委員 前田 利定
 委員 小牧 昌業
 委員 江木 千之
 委員 小松 謙次郎
 委員 水野 鍊太郎

憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草特別委員會

委員選舉

○大正八年二月七日議長ノ指名ヲ以テ憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草特別委員ヲ選定スルコト
 左ノ如シ

憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草特別委員會
 委員長 德川 賴倫
 委員 細川 護立
 委員 松浦 厚
 委員 平山 成信
 委員 青木 信光
 委員 前田 利定
 委員 小牧 昌業
 委員 江木 千之
 委員 小松 謙次郎
 委員 水野 鍊太郎

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	侯爵	德川	賴倫
副委員長	伯爵	松浦	厚

男爵	坪井	九郎
	谷	森真男
	室	田義文
	高	橋作衛
	安	田善三郎

會議

第一回 大正八年二月八日

出席委員

委員長	侯爵	德川	賴倫	副委員長	伯爵	松浦	厚
委員	平山	成信	同	子爵	青木	信光	

同	子爵	前田	利定	同	小	牧	昌業
同	小	松謙次	郎	同	男爵	坪井	九郎
同	谷	森真男	同	同	室	田	義文
同	高	橋作衛	同	同	安	田	善三郎

開會 午前十時五十五分

○委員長侯爵德川賴倫 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵德川賴倫 江水千之君其ノ他ニ於テ起草セラレタル文案アリ便宜上此ノ案ニ就キ審議

スヘキヤヲ諮フ

異議ナシ

(參照)

貴族院議長臣德川家達 誠恐誠惶謹テ

叡聖文武天皇陛下ニ上言ス伏シテ惟ルニ

先帝仁聖ノ德明叡ノ資ヲ以テ世局ノ進運ニ鑑ミタマヒ我カ臣民ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメ又其ノ翼贊ニ依リ帝國ノ不基ヲ永久ニ鞏固ニスルノ 叡旨ヲ以テ帝國憲法ヲ制定シ

タマヒ朝野和氣藹々ノ中ニ之ヲ發布セラレタリ爾來三十周年憲法ノ實施順調ニ進行シ歲月ヲ經ルニ隨ヒ其ノ効果煥然觀ルヘキ者アリ豈ニ國家ノ大慶ニ非スヤ
謹テ案スルニ我カ

皇祖

皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テタマヒシ以來

列聖其ノ緒ヲ續キ國家統治ノ天職ヲ盡サセラレ王道ヲ本トシ霸術ヲ斥ケ君民ノ關係甚タ親密ヲ極メ義ハ則チ君民情ハ則チ父子ノ如ク萬國無比ノ國體ヲ成シ其ノ由來スル所誠ニ久遠ナリ憲法ノ條章ハ頗ル歐洲諸國ノ成例ニ參酌スル所アリト雖モ其ノ理義ニ於テハ前烈ヲ追ヒ懿訓ヲ弘メタマヒシニ外ナラス故ニ古來ノ美風良俗ハ是ニ由リテ益々宣明セラレ大ニ其ノ光華ヲ發スルニ至レリ要スルニ帝國ノ憲法政治ハ

先帝範ヲ貽シ

陛下之ヲ紹述シタマヒ前後三十年間終始振作誘掖ノ聖化ヲ蒙リ綱紀益々張り庶績維レ熙マリ將ニ有終ノ美ヲ濟サントス凡ソ臣民タル者須ク益々奮勵努力シテ各其ノ本分ヲ盡シ大典ノ運用ヲ完ウセンコトヲ期セサルヘカラス臣等 又當ニ夙夜匪懈シテ以テ隆治ノ萬一ニ裨補センコトヲ

圖ルヘシ茲ニ謹テ

皇恩ノ優渥ヲ謝シ奉リ

實祚ノ無窮

聖壽ノ萬歲ヲ祈リ奉ル

○委員子爵前田利定 本案ハ其ノ意義ニ於テ適當ノモノナリト信スレトモ幾分字句ヲ變更シ行文

ヲ短縮セムコトヲ希望ス本委員會ニ於テハ本案ノ骨子タル意味ニ對シテモ變更ヲ加フルヤ單ニ其ノ文句ニ付テノミ修正ヲ施スノ考ナリヤ

○委員伯爵松浦厚 本員ハ大體ニ於テ本案ノ儘可決セラレムコトヲ望ム若之ヲ修正セラルルナラハ本員モ亦意見ナキニ非ス

○委員男爵坪井九八郎 本員ハ起草者ノ勞ヲ多トスルモノニシテ此儘ニ本案ヲ可決セラレンコトヲ希望ス但シ字句ノ修正ハ之ヲ容ルルモ差支ナシ

○委員子爵前田利定 本員ハ字句ノ修正及文章ノ短縮ヲ希望スルノミニシテ趣旨ニ於テハ本案ニ反對スルモノニ非ス而シテ此ノ上奏ハ將來ニ傳ハルモノナレハ苟クモ意ニ介スル點ノ存スル限リ之ヲ改訂セサルヘカラスト信ス

- 委員平山成信 前田子爵ヨリ修正意見ヲ發表セラレムコトヲ望ム
 - 委員子爵前田利定 修正意見ヲ朗讀ス
 - 委員小松謙次郎 本案審議ノ便宜ヲ圖ル爲少數ノ委員ヲ選ヒ先ツ之ヲシテ熟議ヲ遂ケシメラレムコトヲ希望ス
 - 委員男爵坪井九八郎 既ニ本案ハ慎重熟議ノ上起稿セラレタルモノナレハ少數委員ニ付託スルコトナク直ニ議決セラレムコトヲ望ム
 - 委員長侯爵徳川頼倫 筆記中止ヲ命シ委員ノ懇談會ヲ開クヘキヲ宣告ス
 - (筆記中止)
 - 委員長侯爵徳川頼倫 懇談會ニ於テハ原案ニ修正ヲ加ヘタル旨ヲ告ケ修正案ヲ表決ニ付ス
 - 委員可賀清決 本案ハ慎重熟議ニ付テハ少數委員ニ付託スルコトナク直ニ議決セラレムコトヲ望ム
 - 委員長侯爵徳川頼倫 上奏案ノ起草ヲ終リ散會ヲ命ス
 - 散會 午後零時三十五分
 - (附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ
- 憲法發布三十年記念祝賀上奏案

右別紙ノ通起草セリ依テ及報告候也

大正八年二月八日

右特別委員長

侯爵 徳川 頼倫

貴族院議長公爵徳川家達殿

(別紙)

貴族院議長臣徳川家達 誠恐誠惶謹テ

叡聖文武天皇陛下ニ奏ス伏シテ惟ルニ

先帝仁聖ノ徳ヲ以テ世局ノ進運ニ鑑ミタマヒ我カ臣民ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシ

メ又其ノ翼賛ニ依リ帝國ノ丕基ヲ永久ニ鞏固ニスルノ 叡旨ヲ以テ帝國憲法ヲ制定シ朝野和氣

藹藹ノ中ニ之ヲ發布シタマヘリ

謹テ案スルニ我カ

皇祖

皇宗國ヲ肇メテ基ヲ建テタマヒシ以降

列聖其ノ緒ヲ續キ國家統治ノ天職ヲ盡サセラレ王道ヲ本トシ霸術ヲ斥ケ君民ノ關係常ニ親密ニシテ義ハ則チ君臣情ハ則チ父子ノ如ク以テ萬國無比ノ國體ヲ成ス其ノ由來スル所誠ニ久遠ナリ憲法ノ條章ハ歐洲諸國ノ成例ニ參酌セララル所アリト雖其ノ理義ニ於テハ前烈ヲ追ヒ懿訓ヲ弘メ臣民遵由ノ道ヲ示シタマヒシモノナリ古來ノ美風良俗ハ是ニ由リテ益々宣明セラレ大ニ其ノ光華ヲ發スルニ至レリ

陛下

先帝ノ遺範ヲ紹述シタマヒ前後三十年其ノ間屢々國家内外ノ多艱ニ遭遇セシモ憲法ノ運用順調ニ進ミ其ノ效果煥然トシテ觀ルヘキモノアリ綱紀益々張り庶績維レ熙マル臣等益々奮勵努力各其ノ本分ヲ盡シテ以テ隆治ノ萬一ニ裨補セムコトヲ期ス茲ニ恭ク

皇恩ノ優渥ヲ謝シ

寶祚ノ無窮

聖壽ノ萬歲ヲ祈リ奉ル

- 委員長 侯爵 德川 賴 倫 印
- 副委員長 伯爵 松 浦 厚 印

大正五年法律第四號中改正法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月七日議長ノ指名ヲ以テ大正五年法律第四號中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

- | | |
|----|---------|
| 伯爵 | 吉井 幸 藏 |
| 男爵 | 小澤 武 雄 |
| 子爵 | 稻垣 太 祥 |
| 男爵 | 沖原 光 孚 |
| 男爵 | 荒井 賢 太郎 |
| 男爵 | 藤田 平 太郎 |
| | 若槻 禮 次郎 |
| | 橋本 圭 三郎 |
| | 橋本 辰 二郎 |

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月七日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	伯爵	吉井	幸藏
副委員長	男爵	小澤	武雄

會議

第一回 大正八年二月七日

出席委員

委員長	伯爵	吉井	幸藏	副委員長	男爵	小澤	武雄
委員	子爵	稻垣	太祥	同	男爵	沖原	光孚
同		荒井	賢太郎	同	男爵	藤田	平太郎
同		若槻	禮次郎				

出席政府委員

大藏省主計局長	西野	元
大藏書記官	河田	烈

開會 午前十時二十九分

○委員長伯爵吉井幸藏 開會ヲ宣告ス

(參照)

大正五年法律第四號中改正法律案

大正五年法律第四號中左ノ通改正ス

「八千八百萬圓以内」ヲ「三億二千萬圓以内」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

○委員長伯爵吉井幸藏 休憩ヲ命ス

休憩 午前十時四十五分

開會 午前十一時十一分

○委員長伯爵吉井幸藏 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵吉井幸藏 散會ヲ命ス

散會 午前十一時十九分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

大正五年法律第四號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月七日

右特別委員長

伯爵 吉井 幸藏

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 伯爵 吉井 幸藏印

副委員長 男爵 小澤 武雄印

會計検査院法中改正法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月七日議長ノ指名ヲ以テ會計検査院法中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

伯爵 小笠原長幹

子爵 牧野 忠篤

男爵 外松孫太郎

男爵 眞田 幸世

男爵 小畑大太郎

石井省一郎

山之内 一次

伊丹彌太郎

高橋源次郎

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

會議

第一回 大正八年二月八日

出席委員

委員長 伯爵 小笠原長幹	副委員長子爵 牧野忠篤
委員 男爵 外松孫太郎	同 男爵 眞田大幸世
同 男爵 小畑大太郎	同 山之内幸次
同 伊丹彌太郎	同 高橋源次郎
出席政府委員	法制局長官 横田千之助

○大正八年二月八日開會、法制局長官横田千之助、副委員長子爵牧野忠篤、委員外松孫太郎、眞田大幸世、山之内幸次、小畑大太郎、高橋源次郎、伊丹彌太郎、出席政府委員、出席委員、開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵小笠原長幹、開會ヲ宣告ス

(參照)

會計検査院法中改正法律案

會計検査院法中左ノ通改正ス

第二條中「副検査官専任十四員」ヲ「副検査官専任十七員」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

○委員長伯爵小笠原長幹 散會ヲ命ス

散會 午前十一時十八分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

會計検査院法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月八日

右特別委員長

貴族院議長公爵徳川家達殿

伯爵 小笠原長幹

委員長 伯爵 小笠原長幹印

副委員長 子爵 牧野忠篤印

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月十日議長ノ指名ヲ以テ第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

伯爵 柳澤保惠

子爵 榎本武憲

男爵 黒田長和

阪本鈿之助

菅原通敬

岡田文次

石橋謹二

鎌田榮吉

二階堂三郎左衛門

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十四日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長 伯爵 柳澤保惠
副委員長 阪本鈺之助

會議

第一回 大正八年二月十四日

出席委員

委員長 伯爵 柳澤保惠

副委員長

阪本鈺之助

委員 子爵 榎本武憲

同

岡田文次

同

二階堂三郎左衛門

出席政府委員

內閣統計局長

牛塚虎太郎

○委員長伯爵柳澤保惠開會ヲ宣告ス

開會 午後二時十九分

(參照)

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案

第一回國勢調査施行ノ爲市區町村ニ於テ要スル經費ニ充テシムル爲國庫ハ百五十五萬五千四百八十八圓ヲ限リ之ヲ道府縣ニ交付ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ割合ハ內閣總理大臣之ヲ定ム

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長伯爵柳澤保惠 散會ヲ命ス

散會 午後二時四十一分

第二回 大正八年二月十九日

出席委員

委員長 伯爵 柳澤保惠 副委員長

阪本鈺之助

委員 子爵 榎本武憲

同

黒田千長和

同

菅原通敬

岡田文次

同

二階堂三郎左衛門

出席政府委員

内閣統計局長 牛塚虎太郎
法制局長官 横田千之助

開會 午後三時四十九分

○委員長伯爵柳澤保惠 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳澤保惠 散會ヲ命ス

散會 午後四時九分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月十九日

右特別委員長

伯爵 柳澤保惠

貴族院議長公爵徳川家達殿

委員長 伯爵 柳澤保惠印
副委員長 阪本鈺之助印

編委員 島本 誠一郎
委員 長 齋藤 隆
委員 長 齋藤 隆
委員 長 齋藤 隆

戰時利得稅法中改正法律案特別委員會

○編委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ戰時利得稅中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

大藏省 齋藤 隆 伯爵
青木 信光 子爵
小早川 四郎 男爵
東本郷 三安 男爵
谷 森 眞 男
仁尾 惟 茂
橋本 圭 三郎
鈴木 摠 兵衛
三木 與 吉郎

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十七日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

會議

第一回 大正八年二月二十四日

出席委員

副委員長	仁尾 惟茂	委員	子爵	青木 信光
同	男爵 小早川 四郎	同	男爵	東 郷 安
同	谷 森 眞男	同		橋本圭三郎

出席政府委員

委員長 伯爵 寺島 誠一郎
副委員長 仁尾 惟茂

○大正八年開會 午前十時十四分

○副委員長仁尾惟茂 開會ヲ宣告ス

(附記) (參照)

大藏省主稅局長 松本 重威
大藏書記官 勝 正一 憲

戰時利得稅法中改正法律案

戰時利得稅法中左ノ通收正ス

附則第二項ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ニ於テ終了スル最後ノ事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス但シ法人ニシテ大正八年一月一日ノ現況ニ於テ事業年度ノ期間ノ定ナキモノ及大正八年一月一日以後事業年度ノ期間ニ變更アリタルモノニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

○副委員長仁尾惟茂 散會ヲ命ス

散會 午前十時五十分

(附記) 同日議長ニ提出シタル副委員長ノ報吉左ノ如シ

戰時利得稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十四日

右特別委員副委員長

仁尾 惟茂

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 伯爵 寺島 誠一郎 印

副委員長 仁尾 惟茂 印

○大正八年二月二十四日議決セリ依テ及報告候也
大正八年二月二十四日、本委員會、議決スルニ、
貴族院議長公爵德川家達殿、委員長トシテ、
伯爵寺島誠一郎、副委員長トシテ、
仁尾惟茂、委員トシテ、
伯爵川村鐵太郎、子爵稻垣太祥、
子爵大河内正敏、男爵石塚英藏、
外松孫太郎、石黒五十二、
福永吉之助、鎌田勝太郎、

作業會計法中改正法律案特別委員會

海軍工廠資金會計法中改正法律案特別委員會

(附記) 右各特別委員會會議録ハ便宜之ヲ一括ス

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ作業會計法中改正法律案、海軍工廠資金會計法中改正法律

案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

伯爵 川村 鐵太郎

子爵 稻垣 太祥

子爵 大河内 正敏

男爵 石塚 英藏

外松 孫太郎

石黒 五十二

福永 吉之助

鎌田 勝太郎

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	伯爵	川村鐵太郎
副委員長	子爵	稻垣太祥

會議

第一回 大正八年二月十八日

出席委員

委員長	伯爵	川村鐵太郎	副委員長	子爵	稻垣太祥
委員	二員	石塚英藏	同	男爵	外松孫太郎
同		石黑五十二	同		福永吉之助

出席政府委員

大藏書記官	河田烈
海軍主計大監	久野工

開會 午前十一時十九分

○委員長伯爵川村鐵太郎 開會ヲ宣告ス

(參照)

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第四 海軍火藥廠

第二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍工廠資金會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中左ノ通改正ス

第二條 海軍工廠資金ハ二千萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長伯爵川村鐵太郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時二分

第二回 大正八年二月二十日

出席委員

委員長 伯爵 川村 鐵太郎

副委員長子爵

稻垣 太祥

委員 子爵 大河内 正敏

同

石塚 英藏

同 男爵 外松 孫太郎

同

石黒 五十二

同 福永 吉之助

出席政府委員

大藏書記官

河田 烈

海軍次官

柄内曾次郎

海軍主計大監

久野 工

開會 午前十時二十七分

○委員長伯爵川村鐵太郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵川村鐵太郎 休憩ヲ命ス

休憩 午後零時三十分

開會 午後一時三十二分

○委員長伯爵川村鐵太郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵川村鐵太郎 散會ヲ命ス

散會 午後二時一分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

作業會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

大正八年 貴族院議長公爵徳川家達殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵 川村鐵太郎

○委員長 貴族院議長公爵徳川家達殿

委員長 伯爵 川村鐵太郎印

副委員長 子爵 稻垣太祥印

○委員 伯爵 川村鐵太郎

○委員 伯爵 川村鐵太郎

開會 午前十時二十分

議事主任 大塚

六百三十一

國債整理基金特別會計法中改正法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ國債整理基金特別會計法中改正法律案特別委員ヲ選定スル

コト左ノ如シ

伯爵 林 博太郎

子爵 牧野 忠篤

子爵 水野 直

伯爵 仲小路 廉

伯爵 坪井九八郎

伯爵 藤堂 高成

伯爵 中島 永元

伯爵 鮫島武之助

伯爵 勝田銀次郎

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ國債整理基金特別會計法中改正法律案特別委員ヲ選定スル

○大正八年二月十九日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長 伯爵 林 博太郎
副委員長 中島 永元

會議

第一回 大正八年二月十九日

出席委員

委員長	伯爵	林	博太郎	副委員長	中島	永元
委員	子爵	牧野	忠篤	同	子爵	水野
同	男爵	坪井	九八郎	同	男爵	藤堂
同						高成
出席政府委員		勝田	銀次郎			

○大正八年二月十九日開會 大藏省理財局長 森 俊六郎

開會 午前十時十九分

○委員長伯爵林博太郎 開會ヲ宣告ス

(参照)

國債整理基金特別會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「一般會計」ノ下ニ「又ハ特別會計」ヲ、「借入金」ノ下ニ「並臨時國庫證券」ヲ加ヘ「他ノ

特別會計ヨリ繰入ルルモノヲ併セテ」ヲ削ル

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

○委員長伯爵林博太郎 散會ヲ命ス

散會 午前十時三十三分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

國債整理基金特別會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月十九日

右特別委員長

伯爵 林 博太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 伯爵 林 博太郎 印

副委員長 中島 永元 印

○委員選定

(附記) 本案法律案編纂委員選定

本委員選定

特別會計法

臨時國庫證券法

朝鮮事業公債法

臺灣事業公債法

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル法律案

附記

事業公債金特別會計法案特別委員會

臨時國庫證券法中改正法律案特別委員會

朝鮮事業公債法中改正法律案特別委員會

臺灣事業公債法中改正法律案特別委員會

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル法律案特別委員會

(附記) 右各特別委員會會議錄ハ便宜之ヲ一括ス

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ事業公債金特別會計法案、臨時國庫證券法中改正法律案、

朝鮮事業公債法中改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、造幣局据置運轉資本增加及設備擴張

費ニ關スル法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

伯爵 松平 賴壽

子爵 松平 直平

淺田 實德 則

男爵 武井 守正

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十九日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長 伯爵 松平 賴壽

副委員長 男爵 阪谷 芳郎

男爵 阪谷 芳郎

荒井賢太郎

安樂 兼道

佐藤傳兵衛

岡本 榮吉

會議

第一回 大正八年二月二十六日

出席委員 中野 正 伯爵 松平 賴壽

委員 長 伯爵 松平 賴壽

副委員長 男爵 阪谷 芳郎

副委員長 男爵 阪谷 芳郎

荒井賢太郎

同 安樂 兼道

出席政府委員

大藏省理財局長

森 俊六郎

開會 午前十時五十三分

○委員長伯爵松平賴壽 開會ヲ宣告ス

(参照)

事業公債金特別會計法案

第一條 各種ノ事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條 公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第三條 公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條 本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條 公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條 公債金ハ之ヲ以テ支辨スル事業費毎ニ區分整理シ其ノ事業完了ノ後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬シタル會計ノ歲入ニ繰入ルヘシ

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債金特別會計法ハ之ヲ廢止ス

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第一條中「便ニスル爲」ヲ「便ニシ其ノ他聯合國ノ財政ヲ援助スル爲」ニ改ム

第二條中「五億圓」ヲ「八億圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「一億六千八百萬圓」ヲ「一億七千八百萬圓」ニ改ム

臺灣事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第一條中「七千三百五十萬圓」ヲ「九千二百五十萬圓」ニ改ム

第三條 削除

第六條及第七條ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時効ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案

大正八年度ニ於テ造幣局据置運轉資本ニ百五十萬圓ヲ増加ス

前項資本ノ増加及大正八年度乃至大正十年度ニ亘リ造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スル

爲造幣局資金ノ内二百六十一萬四千九百五十二圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長伯爵松平賴壽 散會ヲ命ス

散會 午前十一時五十七分

第二回 大正八年三月一日

出席委員

委員長 伯爵 松平 賴壽 副委員長男爵 阪谷 芳郎

委員 淺田 德則 同 男爵 武井 守正

同 荒井 賢太郎 同 安樂 兼道

出席政府委員

朝鮮總督府 度支部 長官 鈴木 穆

朝鮮總督府 參事官 大塚 常三郎

朝鮮總督府 事務官 河內 山樂三

臺灣總督府 財務局長 末松 偕一郎

大藏省理財局長 森 俊六郎

大開會 午後三時五十五分

○委員長伯爵松平賴壽 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵松平賴壽 散會ヲ命ス

散會 午後四時十分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

事業公債金特別會計法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月一日

右特別委員長

伯爵 松平 賴壽

貴族院議長公爵德川家達殿

臨時國庫證券法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

事業公債金特別會計法案外四件特別委員會

大正八年三月一日

右特別委員長

伯爵 松平 賴壽

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月一日

右特別委員長

伯爵 松平 賴壽

貴族院議長公爵德川家達殿

臺灣事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月一日

右特別委員長

貴族院議長公爵德川家達殿

造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月一日

伯爵 松平 賴壽

右特別委員長

伯爵 松平 賴壽

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 伯爵 松平 賴壽 印

副委員長 男爵 阪谷 芳郎 印

大正八年三月廿一日... (Faint text, mostly illegible)

大正八年三月廿一日... (Faint text)

大正八年三月廿一日... (Faint text)

帝國大學特別會計法中改正法律案特別委員會

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案特別委員會
大正七年法律第四號中改正法律案特別委員會

(附記) 右各特別委員會會議録ハ便宜之ヲ一括ス
委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ帝國大學特別會計法中改正法律案、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案、大正七年法律第四號中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

Table with names and titles such as 侯爵, 子爵, 男爵, 德川, 野村, 南岩, etc.

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

- | | | | | |
|------|----|----|---|----|
| 委員長 | 侯爵 | 德川 | 圀 | 順 |
| 副委員長 | 子爵 | 野村 | 益 | 三 |
| 委員 | 長 | 富永 | 猿 | 雄 |
| 副委員 | 長 | 櫻井 | 伊 | 兵衛 |

第一回 大正八年二月二十日

出席委員

- | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|---|----|------|----|----|---|---|---|
| 委員長 | 侯爵 | 德川 | 圀 | 順 | 副委員長 | 子爵 | 野村 | 益 | 三 | |
| 委員 | 男爵 | 南 | 岩 | 倉 | 具 | 威 | 同 | 三 | 宅 | 秀 |
| 同 | 高 | 田 | 早 | 苗 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 櫻 | 井 | 伊 | 兵衛 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

出席政府委員

- | | | |
|--------|----|-----|
| 文部次官 | 南 | 弘 |
| 文部書記官 | 山崎 | 達之輔 |
| 文部省參事官 | 武部 | 欽一 |

開會 午前十時

○委員長侯爵德川圀順 開會ヲ宣告ス

(參照)

帝國大學特別會計法中改正法律案

帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「金百五十六萬圓」ヲ「金百六十七萬七千三百二十圓」ニ、「金九十七萬圓」ヲ「金百三萬五千百圓」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

東京帝國大學工學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金百五十萬圓ヲ、京都帝國大學工學部及理學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金八十三萬千二百七十一圓ヲ大正八年度乃至大正十一年度ニ互リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

大正七年法律第四號中改正法律案

大正七年法律第四號中左ノ通改正ス

「時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲」ヲ「時局ニ基因シテ生スル經費ノ不足ヲ補充スル爲」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長侯爵德川圀順 散會ヲ命ス

散會 午前十一時五分

第二回 大正八年二月二十六日

出席委員

委員長 侯爵 德川 圀順

副委員長子爵 野村 益三

委員 男爵 南 岩倉 具威

同 三 宅 秀

同 高 杉 田 早 苗

同 田 所 美 治

同 櫻 井 伊 兵 衛

出席國務大臣

文部大臣 中橋 德五郎

出席政府委員

文部次官 南 弘

文部省專門學務局長 松浦 鎮次郎

文部書記官 山崎 達之輔

文部省參事官 武部 欽一

開會 午前十時二十分

○委員長侯爵德川圀順 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵德川囿順 散會ヲ命ス

散會 午前十一時十二分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

帝國大學特別會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正二月二十六日

右特別委員長

侯爵 德川 囿 順

貴族院議長公爵德川家達殿

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十六日

右特別委員長

侯爵 德川 囿 順

貴族院議長公爵德川家達殿

大正七年法律第四號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十六日

右特別委員長

侯爵 德川 囿 順

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 侯爵 德川 囿 順 印

副委員長 子爵 野村 益 三 印

委員選定スルコト左ノ如シ

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ鐵道敷設法中改正法律案、北海道鐵道敷設法中改正法律案

委員選舉

伯爵 柳原義光
 男爵 小澤武雄
 子爵 伊東祐弘
 男爵 山根武亮
 平井晴二郎
 古市公威
 男爵 島津久賢
 麻生太吉

○大正八年二月二十二日委員平井晴二郎辭任ス同日子爵新庄直知ヲ本委員ニ選定ス
委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十七日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	伯爵	柳原義光
副委員長	男爵	小澤武雄

第一回 大正八年二月二十四日

出席委員

委員長	伯爵	柳原義光	副委員長	男爵	小澤武雄
委員	子爵	伊東祐弘	同	子爵	新庄直知
同	男爵	山根武亮	同	男爵	島津久賢
出席政府委員		津村紀陵			

鐵道院總裁	床次竹二郎
鐵道院副總裁	石丸重美
鐵道院理事	永井亨
鐵道院理事	中川正左
鐵道院理事	佐竹三吾

開會 午前十時三十九分

○委員長伯爵柳原義光 開會ヲ宣告ス

(參照)

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項近畿線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一 和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道

同項九州線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一 福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

第七條第一項第二號中「中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道」ヲ削ル
同項第十三號中「中蘇我ヨリ松田ニ至ル鐵道及勝浦ヨリ大原ニ至ル鐵道」ヲ削ル
同項第二十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 近畿豫定線ノ内和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道
同項第二十六號中「中高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道」ヲ削ル
同項第二十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 九州豫定線ノ内福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道
北海道鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一號中「及釧路國厚岸ヲ經テ北見國」ヲ、「釧路國釧路及北見國斜里ヲ經テ」ニ改ム
同條第三號中「厚岸」ヲ「釧路」ニ改ム
同條ニ左ノ一號ヲ加フ

一 膽振國長萬部ヨリ輪西ニ至ル鐵道

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長伯爵柳原義光 休憩ヲ命ス

休憩 午後零時三分

開會 午後一時三十四分

○委員長伯爵柳原義光 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳原義光 散會ヲ命ス

散會 午後三時二十六分

第二回 大正八年二月二十七日

出席委員

委員長	伯爵	柳原義光	副委員長	男爵	小澤武雄
委員	子爵	伊東祐弘	同	子爵	新庄直知
同	男爵	山根武亮	同	同	古市公威
同	男爵	島津久賢	同	同	津村紀二
出席政府委員			鐵道院副總裁		石丸重美

開會 午前十時十五分

○委員長伯爵柳原義光 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳原義光 散會ヲ命ス

散會 午後零時十分

第三回 大正八年二月二十八日

出席委員

委員長	伯爵	柳原	義光	副委員長	男爵	小澤	武雄
委員	子爵	伊東	祐弘	同	子爵	新庄	直知
同	男爵	山根	武亮	同	同	古市	公威
同	男爵	島津	久賢	同	同	津村	紀陵

鐵道院理事	永井	亨
鐵道院理事	中川	正左
鐵道院理事	佐竹	三吾
北海道廳長官	俵	孫一

出席政府委員

開會 午前十時十九分

○委員長伯爵柳原義光 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳原義光 休憩ヲ命ス

休憩 午後零時二分

開會 午後一時三十九分

○委員長伯爵柳原義光 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳原義光 散會ヲ命ス

散會 午後二時十九分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

鐵道院副總裁	石丸	重美
鐵道院理事	永井	亨
鐵道院理事	中川	正左
鐵道院理事	佐竹	三吾

鐵道敷設法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十八日

右特別委員長

伯爵 柳原義光

貴族院議長公爵徳川家達殿

北海道鐵道敷設法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十八日

右特別委員長

伯爵 柳原義光

貴族院議長公爵徳川家達殿

委員長 伯爵 柳原義光印

副委員長 男爵 小澤武雄印

裁判所ノ設立ニ關スル法律案特別委員會

大正二年法律第九號中改正法律案特別委員會

不動産登記法中改正法律案特別委員會

(附記) 右各特別委員會會議録ハ便宜之ヲ一括ス

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ裁判所ノ設立ニ關スル法律案、大正二年法律第九號中改正法律案、不動産登記法中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

伯爵 堀田正恆

子爵 勘解由小路資承

子爵 板倉勝憲

男爵 中川興長

男爵 河村讓三郎

男爵 坂本俊篤

男爵 若王子文健

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	伯爵	堀田正恆
副委員長		加太邦憲
		野々村久次郎

會議

第一回 大正八年二月二十日

出席委員

委員長	伯爵	堀田正恆	副委員長		加太邦憲
委員	子爵	勘解由小路資承	同	子爵	板倉勝憲
同	男爵	中川興長	同	男爵	坂本俊篤
同	男爵	若王子文健	同		野々村久次郎

出席政府委員

司法次官	鈴木喜三郎
司法省法務局長	豐島直通
司法省參事官	山内確三郎
司法省參事官	飯島喬平

開會 午後一時十三分

○委員長伯爵堀田正恆 開會ヲ宣告ス

(參照)

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ越ヶ谷區裁判所ト稱ス
 千葉縣印旛郡佐倉町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐倉區裁判所ト稱ス
 千葉縣長生郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮本郷區裁判所ト稱ス
 茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ龍ヶ崎區裁判所ト稱ス
 栃木縣足利郡足利町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ足利區裁判所ト稱ス
 群馬縣吾妻郡中之條町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ中之條區裁判所ト稱ス

静岡縣富士郡傳法村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉原區裁判所ト稱ス
 山梨縣南巨摩郡鵜澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ鵜澤區裁判所ト稱ス
 新潟縣西頸城郡糸魚川町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ糸魚川區裁判所ト稱ス
 大阪府泉南郡岸和田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岸和田區裁判所ト稱ス
 兵庫縣水上郡柏原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ柏原區裁判所ト稱ス
 奈良縣北葛城郡高田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ葛城區裁判所ト稱ス
 滋賀縣甲賀郡水口町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水口區裁判所ト稱ス
 愛知縣中島郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮區裁判所ト稱ス
 愛知縣知多郡半田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ半田區裁判所ト稱ス
 愛知縣南設樂郡新城町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新城區裁判所ト稱ス
 三重縣飯南郡松阪町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ松阪區裁判所ト稱ス
 岐阜縣郡上郡八幡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡區裁判所ト稱ス
 福井縣南條郡武生町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武生區裁判所ト稱ス
 富山縣東礪波郡出町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ出町區裁判所ト稱ス

廣島縣賀茂郡竹原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ竹原區裁判所ト稱ス
 廣島縣比婆郡庄原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ庄原區裁判所ト稱ス
 山口縣厚狹郡船木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ船木區裁判所ト稱ス
 愛媛縣西宇和郡八幡濱町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡濱區裁判所ト稱ス
 佐賀縣西松浦郡大坪村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ伊萬里區裁判所ト稱ス
 福岡縣朝倉郡甘木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ甘木區裁判所ト稱ス
 福岡縣浮羽郡吉井町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉井區裁判所ト稱ス
 熊本縣宇土郡三角町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ三角區裁判所ト稱ス
 鹿兒島縣始良郡加治木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ加治木區裁判所ト稱ス
 北海道空知郡岩見澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岩見澤區裁判所ト稱ス
 北海道上川郡名寄町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ名寄區裁判所ト稱ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正二年法律第九號中改正法律案

大正二年法律第九號中左ノ通改正ス
別表裁判所管轄區域表中浦和區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

浦和	埼玉縣ノ内	北足立郡ノ内	浦和町	蕨町	川口町	鳩ヶ谷町	與野町	大宮町
			上尾町	桶川町	鴻巣町	原市町	志木町	大和田町
			六辻村	土合村	美谷本村	笹目村	戸田村	芝村
			青木村	横曾根村	南平柳村	神根村	野田村	尾間木村
			谷田村	三室村	片柳村	木崎村	大久保村	馬宮村
			植水村	三橋村	大砂土村	宮原村	日進村	指扇村
			平方村	大谷村	大石村	上平村	小室村	小針村
			加納村	川田谷村	石戸村	馬室村	中丸村	常光村
			田間宮村	箕田村	小谷村	吹上村	七里村	膝折村
			片山村	内間木村	新倉村	白子村		
		入間郡ノ内	鶴瀬村	南畑村	宗岡村	水谷村	三芳村	
		北埼玉郡ノ内						

埼玉縣ノ内	南埼玉郡ノ内	越ヶ谷町	岩槻町	粕壁町	大澤町	潮止村	八幡村
		八條村	川柳村	大相模村	蒲生村	出羽村	増林村
		新方村	櫻井村	大袋村	荻島村	新和村	和土村
		柏崎村	川通村	武里村	豊春村	内牧村	慈恩寺村
	北葛飾郡ノ内	幸手町	杉戸町	栗橋町	静村	豊田村	櫻田村
		行幸村	上高野村	高野村	權現堂川村	吉田村	八代村
		田宮村	櫻井村	豊岡村			
	南埼玉郡ノ内	菖蒲町	久喜町	綾瀬村	須賀村	篠津村	平野村
		大山村	江面村	三箇村	小林村	栢間村	清久村
		太田村	鷺宮村				
	南埼玉郡ノ内	川邊村	樋遣川村	大桑村	豊野村	笠原村	三俣村
		加須町	騎西町	志多見村	鴻莖村	三田ヶ谷村	高柳村
		大越村	禮羽村	原道村	種足村	元和村	村君村
		田ヶ谷村	東村	不動岡村	利島村	水深村	三俣村

越ヶ谷

黒濱村	河合村	百間村	日勝村	安行村	戸塚村
北足立郡ノ内	草加町	新郷村	谷塚村	新田村	
大門村	春岡村				
北葛飾郡ノ内	吉川町	幸松村	豊野村	堤郷村	松伏領村
	三輪野江村	彦成村	早稻田村	戸ヶ崎村	八木郷村
	富多村	南櫻井村	川邊村	金杉村	旭村
					寶珠花村

同表中川越區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

埼玉縣ノ内

入間郡ノ内	川越町	所澤町	豊岡町	入間川町	坂戸町	越生町
	飯能町	芳野村	古谷村	南古谷村	仙波村	高階村
	福岡村	大井村	柳瀬村	松井村	富岡村	小手指村
	三ヶ島村	宮寺村	元狹山村	金子村	東金子村	藤澤村
	入間村	堀兼村	福原村	奥富村	日東村	大田村
	田面澤村	山田村	三芳野村	勝呂村	入西村	大家村

川越

比企郡ノ内	川角村	毛呂村	山根村	梅園村	山口村	吾妻村
	名細村	鶴ヶ島村	高萩村	高麗川村	高麗村	東吾野村
	霞ヶ關村	柏原村	水富村	元加治村	加治村	精明村
	植木村	原市場村	南高麗村			
今宿村	小見野村	中山村	八ッ保村	伊草村	三保谷村	
出丸村						
秩父郡ノ内	名栗村	吾野村				

同表中熊谷區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

埼玉縣ノ内

大里郡	兒玉郡	北埼玉郡ノ内	忍町	羽生町	井泉村	川俣村	廣田村	共和村
埼玉村	新郷村	太井村	持田村	星宮村	須加村	長野村	太田村	
星河村	屈巢村	下忍村	北河原村	荒木村				
須影村	成田村	岩瀬村	手子林村	南河原村				

熊谷	
中條村	中島村
比企郡ノ内	
松山町	小川町
菅谷村	七郷村
玉川村	明覺村
南吉見村	西吉見村
秩父郡ノ内	北吉見村
大柵村	大河原村
	大岡村
	八和田村
	龜井村
	高坂村
	野本村
	東吉見村
	福田村
	大河村
	高坂村
	宮前村
	竹澤村
	平井村
	唐子村

同表中千葉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

千葉	
千葉縣ノ内	千葉縣ノ内
市原郡ノ内	市原郡ノ内
姉崎町	五井町
市原村	海上村
戸田村	明治村
濕津村	内田村
	高瀧村
	富山村
	平三村
	八幡町
	鶴舞町
	千種村
	東海村
	菊間村
	市東村
	市西村
	養老村

佐倉	一宮本郷
千葉縣ノ内	千葉縣ノ内
印旛郡	長生郡
	夷隅郡

同表中土浦區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

土浦	
茨城縣ノ内	茨城縣ノ内
新治郡	新治郡
稻敷郡ノ内	稻敷郡ノ内
朝日村	君原村
安中村	岡田村
筑波郡ノ内	牛久村
谷田部町	筑波町
三島村	北條町
鹿島村	真瀬村
田井村	小張村
長崎村	板橋村
	久賀村
	木原村
	舟島村
	鳩崎村
	莖崎村
	島名村
	旭村
	菅間村
	葛城村
	上郷村
	作岡村
	大穗村
	田水山村
	小野川村
	福岡村
	小野川村
	葛城村
	大穗村
	田水山村

茨城縣ノ内	北相馬郡	龍ヶ崎	龍ヶ崎町	江戶崎町	君賀村	沼里村	奥野村	浮島村
稲敷郡ノ内		大宮村	生板村	源清田村	長竿村	柴崎村	根本村	
		長戸村	八原村	馴柴村	太田村	高田村	大須賀村	
		伊崎村	阿波村	古渡村	金江津村	十余島村	本新島村	

同表中麻生區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

茨城縣ノ内	行方郡	麻生	鹿島郡ノ内	鹿島町	大同村	中野村	波野村	豐鄉村	豐津村
				高松村	中島村	輕野村	若松村	矢田部村	東下村

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣ノ内
宇都宮市 河内郡

上都賀郡ノ内	鹿沼町	今市町	日光町	菊澤村	北犬飼村	北押原村
	南押原村	南摩村	加蘇村	東大蘆村	西大蘆村	小來川村
	板荷村	落合村				
鹽谷郡ノ内	氏家町	栗山村	藤原村	三依村	船生村	大宮村
	阿久津村					

同表中栃木區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣ノ内	下都賀郡	栃木	上都賀郡ノ内	栗野町	西方村	清洲村	永野村	粕尾村	眞名子村
栃木縣ノ内	足利郡	足利	上都賀郡ノ内	足尾町					

同表中高崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

中之條	高崎	群馬縣ノ内 高崎市 碓氷郡 群馬郡ノ内 倉賀野町 瀧川村 長野村 上郊村 多野郡ノ内 藤岡町 八幡村 入野村	新町 美土里村 日野村	鬼石町 平井村 美原村	吉井町 神流村 三波川村 多胡村	小野村
	高崎	室田町 新高尾村 倉田村 國府村 清里村 桃井村 片岡村	佐野村 中川村 車郷村 箕輪村 相馬村	岩鼻村 塚澤村 六郷村	大類村	

同表中沼津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

沼津	静岡縣ノ内 駿東郡 田方郡	吉原	静岡縣ノ内 富士郡
----	---------------------	----	--------------

同表中甲府區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

甲府	山梨縣ノ内 甲府市 西山梨郡 東山梨郡 東八代郡 中巨摩郡 北巨摩郡
・甲府	山梨縣ノ内 南巨摩郡 西八代郡

同表中松本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松本	長野縣ノ内 松本市 東筑摩郡 南安曇郡
----	------------------------------

同表中木曾區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

木曾	長野縣ノ内 西筑摩郡
----	---------------

同表中高田區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高田	新潟縣ノ内 高田市 中頸城郡 東頸城郡
糸魚川	新潟縣ノ内 西頸城郡

同表中堺區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大阪府ノ内 堺市	大阪府ノ内 泉北郡ノ内 向井町 三寶村 北上神村	堺市 湊町 鳳村 東百舌鳥村	八田莊村 西百舌鳥村 中百舌鳥村	東陶器村 美木多村 上神谷村 西陶器村 久世村
-------------	--------------------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------------------

堺

岸和田	大阪府ノ内 泉南郡 泉北郡ノ内 大津町 南王子村 南橫山村	信太村 郷莊村 橫山村	上條村 伯太村 南松尾村	國府村 北池田村 山瀧村	穴師村 南池田村 北松尾村	忠岡村
深井村	東陶器村	八田莊村	西百舌鳥村	中百舌鳥村	喜志村	大伴村
富田林町	長野町	古市町	新堂村	喜志村	大伴村	大伴村
石川村	磯長村	山田村	白木村	中村	河内村	河内村
赤阪村	千早村	東條村	川西村	錦郡村	彼方村	彼方村
千代田村	天野村	高向村	三日月村	加賀田村	天見村	天見村
川上村	金岡村	南八下村	北八下村	駒ヶ谷村	西浦村	西浦村
國分村	玉手村	狹山村	三都村	大草村	野田村	野田村
日置莊村	黒山村	丹南村	丹北村	平尾村	殖生村	殖生村
高鷺村	藤井寺村	道明寺村				
中河内郡ノ内						
天美村	布忍村	松原村	三宅村	惠我村		

同表中篠山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

篠山	兵庫縣ノ内 多紀郡
柏原	兵庫縣ノ内 氷上郡

同表中奈良區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

奈良	奈良縣ノ内 奈良市 添上郡 生駒郡 山邊郡 磯城郡
葛城	奈良縣ノ内 北葛城郡 高市郡 南葛城郡

同表中五條區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

五條	吉野郡ノ内 上市町 下市町 十津川村 大淀村 天川村 野迫川村 賀名生村 秋野村 上北山村 下北山村 吉野村 宗檜村 大塔村 丹生村 黒瀧村 中龍門村 龍門村 川上村 白銀村 中莊村 國樸村
----	--

同表中大津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大津	滋賀縣ノ内 大津市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 高島郡
水口	滋賀縣ノ内 甲賀郡

同表中名古屋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

名古屋	愛知縣ノ内 名古屋市 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 海部郡 知多郡ノ内 有松町 大高町
-----	--

一宮	愛知縣ノ内 中島郡 丹羽郡 葉栗郡
半田	愛知縣ノ内 知多郡ノ内 半田町 龜崎町 大府町 横須賀町 岡田町 大野町 常滑町 西浦町 内海町 豐濱町 師崎町 河和町 武豐町 成岩町 阿久比村 東浦村 上野村 八幡村 旭村 三和村 鬼崎村 小鈴谷村 野間村 篠島村 日間賀島村 富貴村

同表中豐橋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

豐橋	愛知縣ノ内 豐橋市 渥美郡 寶飯郡 八名郡ノ内 下川村 石卷村 愛知縣ノ内 南設樂郡 北設樂郡
----	--

新城	八名郡ノ内 大野町 七郷村 山吉田村 舟着村 八名村 金澤村 賀茂村 豐津村 橋尾村 三上村
----	--

同表中安濃津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

安濃津	三重縣ノ内 津市 安濃郡 河藝郡 鈴鹿郡 一志郡
松阪	三重縣ノ内 飯南郡 多氣郡ノ内 東黒部村 下御絲村 大淀村 上御絲村 明星村 齋宮村 相可村 西外城田村 佐奈村 津田村 丹生村 五ヶ谷村 川添村

同表中岐阜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岐阜	岐阜縣ノ内 岐阜市 稲葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡
----	----------------------------------

八幡	岐阜縣ノ内 郡上郡	加茂郡ノ内 田原村 富岡村
----	--------------	------------------

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井	福井縣ノ内 福井市 足羽郡 吉田郡 坂井郡 丹生郡ノ内 越廼村 下岬村 國見村 殿下村 西安居村 三方村	福井縣ノ内 南條郡 今立郡 丹生郡ノ内 朝日村 立待村 吉川村 豐村 吉野村 大虫村 宮崎村 白山村 城崎村 四箇浦村 織田村 萩野村 常磐村 糸生村 志津村 天津村
武生		

同表中高岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高岡	富山縣ノ内 高岡市 射水郡 氷見郡 西礪波郡ノ内 福岡町 醍醐村 小勢村 山王村 立野村 東五位村 福田村 國吉村 石堤村 赤丸村 五位山村 西五位村	出町	富山縣ノ内 東礪波郡 西礪波郡ノ内 石動町 福光町 津澤町 戸出町 南谷村 埴生村 松澤村 若林村 正得村 荒川村 子撫村 宮島村 石黒村 南蟹谷村 廣瀬村 廣瀬館村 西太美村 太美山村 東太美村 吉江村 東石黒村 西野尻村 東蟹谷村 北蟹谷村 大瀧村 水島村 鷹栖村 是戸村 林村 高波村
----	---	----	--

同表中廣島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

廣島

廣島縣ノ内	廣島市	安佐郡	山縣郡
安藝郡ノ内	海田市町	矢野町	熊野町
戸坂村	温品村	府中村	仁保村
畑賀村	中野村	坂村	矢賀村
佐伯郡ノ内	廿日市町	嚴島町	草津町
古田村	河内村	八幡村	大竹町
栗谷村	砂谷村	水内村	觀音村
四和村	井口村	石内村	上水内村
大野村	玖波村	玖島村	原村
津田村	吉和村		木野村
賀茂郡ノ内	西條町	西高屋村	吉土實村
郷田村	寺西村	川上村	西志和村
下三永村	御園宇村	吉川村	熊野跡村
下見村			志和堀村
			原村
			板城村
			造賀村
			淺原村
			地御前村
			三和村
			小方村
			五日市町
			己斐町
			平良村
			友原村
			宮内村
			油見村
			淺原村
			中山村
			船越村
			奥海田村
			下瀨野村
			牛田村
			上瀨野村

同表中吳區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

豊田郡ノ内	大河村	戸野村	竹仁村	乃美村	川源村	榎梨村
豊田村	入野村	久芳村	小谷村			

吳

廣島縣ノ内	吳市	安藝郡ノ内	音戸町	警固屋町	吉浦町	本庄村	燒山村	大屋村
			江田島村	渡子島村	倉橋島村	上浦刈島村	下浦刈島村	
			佐伯郡ノ内	三高村	沖村	大柿村	高田村	中村
			津久茂村	深江村	飛渡瀨村			鹿川村
			賀茂郡ノ内	阿賀町	仁方町	上黒瀨村	中黒瀨村	下黒瀨村
			郷原村	乃美尾村				廣村

同表中尾道區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

		廣島縣ノ内	
		賀茂郡ノ内	
		竹原町	内海町
		早田原村	下野村
		豊田郡ノ内	
		忠海町	御手洗町
		西野村	本郷村
		東野村	大長村
		上北方村	善入寺村
		廣島縣ノ内	
		尾道市	
		豊田郡ノ内	
		御調郡	
		世羅郡	
		瀬戸田町	大草村
		西生口村	南生口村
		田野浦村	須波村
		沼隈郡ノ内	
		松永町	瀬戸村
		廣島縣ノ内	
		尾道市	
		御調郡	
		世羅郡	
		高坂村	長谷村
		東生口村	北生口村
		高根島村	名荷村
		津之郷村	赤坂村
		東村	西村
		今津村	柳津村
		沼田東村	佐江崎村
		鷺浦村	船木村
		小泉村	下北方村
		吉名村	木谷村
		沼田西村	久友村
		田萬里村	豊濱村
		南方形村	大乗村
		本郷村	御手洗町
		大長村	善入寺村
		大乗村	豊濱村
		久友村	大崎南村
		野路村	中野村
		川尻村	内海跡村
		三津町	三津口村
		内海町	中切村

尾道

竹原

神村

本郷村

東村

西村

今津村

柳津村

松永町

瀬戸村

津之郷村

赤坂村

金江村

山南村

沼隈郡ノ内

須波村

高根島村

名荷村

鷺浦村

船木村

西生口村

南生口村

東生口村

北生口村

鷺浦村

佐江崎村

瀬戸田町

大草村

高坂村

長谷村

沼田東村

佐江崎村

豊田郡ノ内

御調郡

世羅郡

尾道市

御調郡

世羅郡

廣島縣ノ内

御調郡

世羅郡

瀬戸田町

大草村

高坂村

長谷村

沼田東村

佐江崎村

藤江村

浦崎村

百島村

高須村

山波村

同表中三次區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

三次

廣島縣ノ内

雙三郡

高田郡

比婆郡ノ内

口南村

口北村

下高野山村

上高野山村

廣島縣ノ内

比婆郡ノ内

庄原町

小奴可村

峯田村

西城町

八幡村

敷信村

東城町

田森村

山内東村

高村

久代村

山内西村

美古登村

帝釋村

比和村

八鋒村

本村

山内北村

同表中下關區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

下關

山口縣ノ内

下關市

豊浦郡

船木 山口縣ノ内 厚狹郡

同表中大洲區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大洲	愛媛縣ノ内 喜多郡
八幡濱	愛媛縣ノ内 西宇和郡

同表中長崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長崎	長崎縣ノ内 長崎市	小ヶ倉村	土井首村	深堀村	香燒村	伊王島村
	西彼杵郡ノ内	上長崎村	高濱村	野母村	脇岬村	樺島村
		高島村	高濱村	日見村	矢上村	喜々津村
		爲石村	茂木村	時津村	村松村	長浦村
		大草村	長興村	村松村	長浦村	
		伊木力村	時津村	村松村	長浦村	

同表中大村區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大村	長崎縣ノ内 東彼杵郡ノ内	龜岳村	大申村	崎戸村	江島村	平島村	七釜村
		多以良村	瀬戸村	松島村	雪浦村	神浦村	黒崎村
		三重村	式見村	福田村	小柳村	浦上山里村	西浦上村
		北高來郡ノ内 古賀村					

同表中武雄區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大村	長崎縣ノ内 東彼杵郡ノ内	大村町	三浦村	鈴田村	大村	西大村	萱瀬村
		竹松村	福重村	松原村	千綿村	彼杵村	川棚村
		下波佐見村	上波佐見村				
		北高來郡ノ内					
		諫早町	諫早村	北諫早村	小栗村	小野村	森山村
		有喜村	江ノ浦村	田結村	戸石村	眞津山村	本野村
		長田村	深海村	小江村	湯江村	小長井村	

同表中福岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

武雄	佐賀縣ノ内 杵島郡 藤津郡
伊萬里	佐賀縣ノ内 西松浦郡
福岡	福岡縣ノ内 福岡市 筑紫郡 粕屋郡 宗像郡 早良郡 糸島郡
甘木	福岡縣ノ内 朝倉郡
久留米	福岡縣ノ内 久留米市 三井郡 三潞郡ノ内 荒木村 安武村 大善寺村 西牟田村 犬塚村 三潞村

同表中久留米區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

吉井	福岡縣ノ内 浮羽郡
----	--------------

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本	熊本縣ノ内 熊本市 飽託郡 菊池郡ノ内 大津町 原水村 津田村 瀬田村 陣内村 平真城村 護川村 北合志村 泗水村 合志村 西合志村 田島村 阿蘇郡ノ内 錦野村 山西村 上益城郡ノ内 白水村 下益城郡ノ内 松橋町 小川町 海東村 河江村 小野部田村 當尾村 豐福村 豐川村
熊本縣ノ内	

三角

宇土郡
下益城郡ノ内
守富村 杉合村
天草郡ノ内
登立村 維和村 上村 中村 湯島村

同表中鹿兒島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鹿兒島

鹿兒島縣ノ内
鹿兒島市 鹿兒島郡 熊毛郡
日置郡ノ内
下伊集院村 中伊集院村 上伊集院村 郡山村 日置村 吉利村
永吉村 伊作村 田布施村 阿多村

加治木

鹿兒島縣ノ内
始良郡 伊佐郡
噲啖郡ノ内
財部村 末吉村

同表中札幌區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

札幌

北海道ノ内
札幌區 札幌郡 千歲郡 石狩郡 厚田郡 濱益郡

岩見澤

北海道ノ内
夕張郡 樺戸郡
空知郡ノ内
岩見澤町 瀧川町 沼貝村 北村 幌向村 栗澤村
砂川村 蘆別村 歌志内村 三笠山村 江部乙村

同表中室蘭區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

室蘭

北海道ノ内
室蘭區 有珠郡 幌別郡 白老郡
虻田郡ノ内
虻田村 辨邊村
勇拂郡ノ内
苦小牧町 安平村 厚真村 鷓川村 似灣村 累標村
穗別村 邊富内村

同表中旭川地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

旭川	
名寄	旭川
北海道ノ内 上川郡 <small>(天鹽國)</small> 中川郡 <small>(天鹽國)</small> 枝幸郡 紋別郡ノ内 紋別村 渚滑村 瀧上村 興部村 雄武村 雨龍郡ノ内 幌加内村	北海道ノ内 旭川區 上川郡 <small>(石狩國)</small> 空知郡ノ内 音江村 上富良野村 中富良野村 下富良野村 山部村 南富良野村 雨龍郡ノ内 深川町 北龍村 上北龍村 一巳村 多度志村 秩父別村 雨龍村 勇拂郡ノ内 占冠村

稚内	増毛
北海道ノ内 宗谷郡 天鹽郡 利尻郡 禮文郡	北海道ノ内 増毛郡 留萌郡 苫前郡

同表中釧路地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

釧路		
釧路	帶廣	網走
北海道ノ内 釧路郡 白糠郡 阿寒郡 川上郡 厚岸郡	北海道ノ内 河西郡 河東郡 上川郡 <small>(十勝國)</small> 中川郡 <small>(十勝國)</small> 十勝郡 足寄郡 廣尾郡	北海道ノ内 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡ノ内 下湧別村 上湧別村

根室	根室郡	花咲郡	野付郡	標津郡	目梨郡	國後郡
	色丹郡	紗那郡	振別郡	擇捉郡	藥取郡	得撫郡
	新知郡	占守郡				

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

不動産登記法中改正法律案

不動産登記法中左ノ通改正ス

第八條ノ二 司法大臣ハ一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

○委員長伯爵堀田正恆 散會ヲ命ス

散會 午後二時三十一分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵 堀田 正 恆

貴族院議長公爵徳川家達殿

大正二年法律第九號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵 堀田 正 恆

貴族院議長公爵徳川家達殿

不動産登記法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵 堀田 正 恆

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 伯爵 堀田 正 恆 印

副委員長 加太 邦 憲 印

北海道舊土人保護法中改正法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ北海道舊土人保護法中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト
左ノ如シ

男爵	男爵	子爵	伯爵	侯爵
安藤 直 雄	石 黒 忠 惠	大 給 近 孝	清 棲 家 教	德 川 義 親
湯 地 定 基	安 立 綱 之	西 久 保 弘 道	成 清 信 愛	

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	侯爵	德川	義親
副委員長	伯爵	清棲	家教

會議

第一回 大正八年二月二十四日

出席委員

委員長	侯爵	德川	義親	副委員長	伯爵	清棲	家教
委員	子爵	大給	近孝	同	男爵	石黑	忠憲
同	男爵	安藤	直雄	同		安立	綱之
同		成清	信愛				

出席國務大臣

內務大臣

床次竹二郎

出席政府委員

北海道廳長官

俵孫一

北海道土木部長

白男川讓介

開會 午前十時二十五分

○委員長侯爵德川義親 開會ヲ宣告ス

(參照)

北海道舊土人保護法中改正法律案

北海道舊土人保護法中左ノ通改正ス

第五條 北海道舊土人ニシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ハ之ヲ救療シ又ハ之ニ藥價ヲ給スルコトヲ得

第六條中「疾病」ヲ「傷痍、疾病」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○委員男爵石黑忠憲 政府ハ北海道舊土人ハ將來之ヲ如何ニセムトスルノ考ナリヤ之ニ對シ内地人ト同様ニ權利ヲ與フルノ考ナリヤ

○國務大臣床次竹二郎 北海道舊土人ニシテ漸次發達セシメ之ヲシテ内地人ト同様ナラシムムト

ノ希望ヲ有ス然レトモ現在ニ於テハ智識並生活ノ状態低キカ故ニ之ヲ内地人ト同様ノ程度マテ
昂上セシメムトノ考ヲ以テ盡力シツツアリ

○委員男爵石黒忠憲 然ラハ彼等ニ對スル政府ノ方針ハ之ヲシテ内地人ト同様ナルニ至ラシメム
トスルモノト承知シテ可ナリヤ

○國務大臣床次竹二郎 然リ

○委員男爵石黒忠憲 北海道最近事情ナル冊子ニハ土人ニ付詳シキ記載ナシ故ニ北海道舊土人ハ
度外視セラレタルヤノ感アリ此書物ハ何レ翻譯セラルルコトト信ス外國人カ之ヲ讀ムトキハ如
何ナル感想ヲ抱クヘキヤ知ラス政府ノ方針如何

○政府委員俵孫一 舊土人ノ人口ヲ以テ最モ重要ナルモノト信シタルカ故ニ「北海道最近事情」ニ
ハ單ニ之ノミヲ掲ケタリ其ノ他ノモノニ付テハ内地ト同一ニナリ居レリ

○委員男爵石黒忠憲 ソレハ「北海道最近事情」中何頁ニ記載アリヤ

○政府委員俵孫一 第四十五頁ニ其ノ記載アリ

○委員男爵石黒忠憲 本員ノ取調ヘタル所ニ依レハ此ノ人口數ニハ誤アリト信ス政府ハ日本人ノ
私生子ニシテ土人ノ戸籍ニ入レルモノアルヲ知ラスヤ

○政府委員俵孫一 之ハ從來ノ風習ナリ其ノ理由ハ彼等ハ能フヘキ限り日本人ニ近ツキタシトノ
念ヲ有シ加之彼等ハ内地人ノ兒童ヲ育ツルヲ名譽ト信シ居ルモノノ如シ而シテ此ノ統計ニハ之
ニ關スル調査ヲ闕クモノナリ

○委員男爵石黒忠憲 舊土人ト稱スルハ何ニ對シタル名稱ナリヤ

○政府委員俵孫一 舊土人トハ「シコタン」土人ニ對スル名稱ナリ「シコタン」土人トハ北海道ト樺
太トノ交換ヲナシタルトキ日本人タラムコトヲ欲シタル者ヲ「シコタン」ニ置キタルヲ謂フ而シ
テ二者ハ豫算等ニ於テモ取扱ヲ別ニセリ

○委員男爵石黒忠憲 「シコタン」土人ハ北海道舊土人保護法ノ適用ヲ受ケサルヤ

○政府委員俵孫一 保護ハ之ヲ受クルモ其ノ方法ヲ異ニス

○委員男爵石黒忠憲 北海道土人ノ保護ト了解シテ可ナリヤ

○政府委員俵孫一 然リ

○委員伯爵清棲家教 豫算ニ於テ舊土人ト「シコタン」土人トヲ區別スル理由如何

○政府委員俵孫一 「シコタン」土人ハ北海道舊土人保護法ノ適用ヲ受ケス然レトモ「シコタン」土
人ハ却テ實際上厚キ保護ヲ受ク

○委員伯爵清棲家教 然ラハ「シコタン」土人ハ如何ナル法律ニ依リテ保護ヲ受クルヤ

○政府委員俵孫一 保護ヲ爲ス法律ナシ唯事實上保護ヲ與フルノミナリ

○委員伯爵清棲家教 其ノ保護ニ必要ナル經費ハ何ニ據リテ求メラルルヤ何等法規ノ根據ナクシテ豫算ニ計上シ得ルヤ

○政府委員俵孫一 法律アリテ初メテ保護ヲ生スルモノニアラスシテ保護ヲ厚クスルカ爲ニ法律ヲ設クルモノナリ「シコタン」土人ハ其ノ數少ナキカ故ニ特ニ法ヲ以テ保護ヲ爲サスト雖其ノ事實狀態ニ於テ保護シ得ルカ故ニ之ヲ爲スモ可ナリ

○委員伯爵清棲家教 然ラハ「シコタン」土人ニ對シテハ救助方法カ別ナルカ故ニ豫算モ亦舊土人ト別ニ爲スカ如シ斯ノ如ク法律ノ根據ナクシテ都合上豫算ヲ要求スル例ハ他ニ之アリヤ且舊土人ト稱スルトキハ他ニ新土人ナルモノアルカ如シ其ノ關係如何

○政府委員俵孫一 假令法律ナシト雖救助ハ爲シ得ルモノト信ス斯ノ如キハ他ニモ例アルモノト信スルカ故ニ其ノ適例ヲ取調ヘテ説明スヘシ舊土人ノ意義ニ付先刻述ヘタル所ハ誤ナリ此ノ語ハ嘗テヨリ使用セラレタルモノヲ茲ニ用井タルニ過キス

○委員伯爵清棲家教 政府ノ舊土人ニ對スル方針ハ之ヲ増加セシメ且内地人ト同様ノ智識及地位

ヲ與ヘムトスルノ考ナリヤ或ハ又之ニ反シテ相當ノ時期ヲ經過セハ彼等ハ滅亡スルモ可ナリトノ考ナリヤ

○政府委員俵孫一 舊土人ト内地人トヲ區別シタル法制ナク總テノ點ニ於テ同一ナリ唯其ノ異ルハ此ノ保護アルト否トニ存ス其ノ差異ノ要點ヲ舉クレハ教育ニ付テハ大正六年前迄ハ内地人ト區別ヲ爲ササリキ而シテ此ノ區別ナキコトハ舊土人保護ノ爲メニ適當ナリヤ否ヤニ付キ考慮シタル結果内地人ト同様ナル義務教育ヲ受ケシムルハ適當ナラスト思料シタルカ故ニ内務省當局者トモ相談ヲ爲シタル上一般小學校令ニ特別ナル簡易教育ヲ爲スノ方法アルカ故ニ之ニ依リテ義務年限ヲ四年ト爲シ且兒童ノ入學年齡ヲ滿七歳ト改メ大正六年ヨリ之ヲ實施セリ但シ六箇年ノ教育ヲ受ケムトスル者又ハ年齡滿六年ニシテ入學ヲ希望スル者ニ對シテハ之ヲ許スコトトセリ土地ニ關シテハ北海道舊土人及内地人ニ對シテハ齊シク土地ヲ付與ス唯舊土人ニ對シテハ一定ノ土地ヲ與フルモ其ノ賣買ヲ禁シタリ尙ホ衛生狀態ニ關シ最モ寒心スルモノアルカ故ニ之ヲ改良セムカ爲本案ヲ提出シタルナリ元來舊土人ハ人口増加セス是レ其ノ惡性ノ病ニ罹ル者多ク死亡數隨テ非常ニ多キヲ以テナリ大正六年度ニ於ケル死亡率ハ全國人口千ニ對シ平均十三、二ナルニ北海道舊土人ニ在リテハ人口千ニ對シ平均二十、五ナリ而シテ此ノ統計中ニハ舊土人ニ

シテ内地人ヲ養子ト爲セル場合ヲ含ムト雖モ其數ハ僅少ナレハ舊土人ノ死亡率ニハ何等影響ナ
キモノト信ス故ニ斯ノ如クニシテ放置セムカ遂ニハ人口甚シク減少スヘキカ故ニ之ヲ保護スル
爲從來藥價ヲ給與シタルモ未之ヲ以テ十分ナリト謂フヲ得ス故ニ本案規定ニ依リテ凡ソ人口一
千以上ノ部落ニ於テハ專舊土人ヲ救療スル病院ヲ建ツルコトトシ其ノ數五箇所アリ又百人以上
千人未滿ノ地ニハ囑託醫ヲ置クヘク其ノ數三十箇所アリ百人未滿ノ箇所ニ付テハ斯ノ如キ施設
ヲ爲スノ由ナキモ内地人ト雜居スル地方ニ在リテハ内地人ノ治療ヲ受クル醫師ニ就キ治療ヲ受
ケシムルコトトセリ而シテ病院ハ向フ三年間ニ建設ヲ了スル考ナルモ來年度ノ豫算ニ於テハ内
一箇所ヲ建ツルヲ得ルノミナリ斯クノ如クニシテ必要ナル保護ノ範圍ヲ擴張シ以テ舊土人ヲ發
達セシメ之ヲシテ内地人ト同様ニ生存シ得シメムトス其ノ他各種ノ事項ニ付キテモ尙ホ調査中
ナルカ故ニ其ノ結果必要ニ應シテ特殊ノ保護ヲ爲サムトス

○委員男爵石黒忠恵 北海道舊土人ハ國勢調査ノ範圍内ニ入り居ラスヤ

○政府委員俵孫一 國勢調査ノ範圍内ナリ

○委員伯爵清棲家教 政府委員ノ説明ニ依レハ政府ノ意向ハ要スルニ舊土人ヲシテ成ルヘク内地
人ト同様ナラシメトスルニ在ルカ如シ其ノ人口數及保護ノ爲ニスル御下賜金寄附金其ノ他ノ金

額ハ何程アリヤ

○政府委員俵孫一 人口ハ大正六年末調ニ依レハ一萬八千四百三十二ナリ御下賜金ハ明治十六年
ニ教育資金トシテ下賜セラレタルモノ千圓アリ又文部省ヨリ同様ノ趣旨ヲ以テ支出セラレタル
モノ二千圓積立金現在高一萬千百一十一圓ナリ此金員ハ道長官之ヲ積立テ保管ス而シテ救助ノ費
用ハ之ヲ豫算ヨリ支出シ尙ホ不足ヲ生スル場合ニ於テ此ノ積立金ヲ使用ス又支廳長ノ保管ニ係
ルモノニシテ或ル一定ノ場所ニ限ル舊土人ノ共有財産アリ之ハ現金及有價證券ヲ合シテ四萬六
千百九十八圓其ノ他其ノ權利カ町村ノ舊土人ニ專屬シ其ノ首長ノ保管スルモノ一萬八千百九十
四圓程アリ

○委員安立綱之 舊土人ノ共有スル金員ハ如何ナル費途ニ使用セララルヤ將又其ノ利益ヲ分配ス
ルモノナリヤ次ニ一萬八千餘ノ土人中内地人ニ伍シテ事業ヲ經營スル者アリヤ

○政府委員俵孫一 舊土人ニ對スル保護ハ豫算ノ定ムル金額ヲ以テ之ヲ爲スト雖其ノ金額ニ不足
ヲ生スル場合ニ於テハ共有財産中ヨリ教育ト病者ノ保護トノ爲ニ支出スルコトモアリ土人ノ生
活状態ハ一般ニハ内地人ト異リ特ニ飲酒ヲ好ミ且計算ヲ知ラス金錢ノ有ル限リヲ盡シテ飲酒シ
借金ヲ爲ス又其ノ下付セラレタル土地ハ法律上之ヲ賣却スルヲ得サルヲ以テ之ニ抵當權ヲ設定

スルカ如キ状態ナリト雖中ニハ小學校教員ヲ爲シ又ハ内地人ト伍シテ商業ヲ營ム者モアリ而シテ旭川附近ノ舊土人ハ内地人ト殆同様ナリ

○委員男爵石黒忠憲 本案ハ新ニ傷痍ヲ受ケタル場合ノ保護ヲ加フルモノノ如シ從來ハ傷痍ニ對シテハ保護ヲ爲ササリシヤ

○政府委員俵孫一 實際ニ於テハ傷痍ニ對シテモ保護ヲ與ヘタリ故ニ此ノ點ハ唯法文上ノ改正ヲ爲スニ止マレリ

○委員伯爵清棲家教 本案ノ規定ヲ實施スルニ當リテハ相當ノ醫師ヲ病院ニ雇入レ得ル見込アリヤ

○政府委員俵孫一 此ノ點ニ付テハ當局者ノ最苦心スル所ナリ豫算ニ於テハ醫師ニ對シ年額八百圓ヲ給與シ家屋ヲ建設シテ之ヲ與ヘムトス然レトモ之ニ依リテ果シテ適當ナル醫師ヲ得ヘキヤ否ヤハ疑問ナリ政府ハ從來内地人ノ移住地ニ於テ救療ニ從事スル醫師ニ對シ年額八百圓ノ給與ヲ爲シタルニ比較シテ考フレハ相當ノ者ヲ雇入レ得ルモノト信ス尤モ政府給與額ハ本年度ヨリ増加シテ千圓トナリタリ併ナカラ此ノ醫師カ救療ヲ爲ス土地ハ全ク山間ノ僻邑ナルカ故ニ増給ノ要アルモ本案ノ目的トスル所ハ其ノ土地ニ多數ノ内地人モ住居シ從テ別ニ收入ヲ舉クルヲ得

ルカ故ニ此金額ヲ以テ相當ナル醫師ヲ雇入ルルコトヲ得ルモノト信ス

○委員男爵安藤直雄 舊土人ノ千人以上住居スル箇所ハ多キヤ

○政府委員俵孫一 千人以上在住スル土地トハ其ノ醫師ノ許ニ通ヒ得ル範圍ニ付キ謂フ斯ノ如キ地方ハ日高方面ニ三箇所、膽振方面ニ二箇所アリ故ニ以上五箇所ニ於テ其ノ施設ヲ爲ス考ナリ

○委員男爵安藤直雄 千人以上ト云フハ醫師ノ許ニ通ヒ得ル土地ノ範圍内ニ付テ之ヲ謂フヤ

○政府委員俵孫一 然リ

○委員侯爵徳川義親 舊土人ハ日本領土内ニ住居スルモノナルカ故ニ國法上日本人ナルコトハ明ナリト雖人類學上大和民族トハ異ルカ故ニ之ヲ内地人ト同様ニ取扱フハ事實上無理ナルカ如シ先刻政府委員ノ述ヘテレタル調査ハ専門家ヲ調査委員トシ學術上ノ見地ヨリ調査セラレタルモノナリヤ

○政府委員俵孫一 舊教育制度ノ下ニ在リテハ兒童ノ入學時期修學期間ニ至ル迄悉ク之ヲ内地人ト同シク其ノ居村ノ小學校ニ入學セシメ若ハ土人ノミヲ教育スル學校ニ入學セシメシカ内地人ト一律ニ教育制度ヲ適用スルノ困難ニ鑑ミ一昨大正六年ヨリ就學年齡ヲ滿七歳トシ修業年限ヲ四年ニ短縮シタリト雖之カ爲ニ特ニ新ニ學校ヲ創設スルコトナク此點ハ從來ト異ナル所ナシ而

シテ之カ調査ハ文學士ニ囑託シテ之ヲ行ヒ現在ニテハ支廳警察署等ニ於テ取調ヘツツアリ

○委員侯爵徳川義親 其ノ調査ノ結果ニ基キ人類學者又ハ醫學專門家ヲシテ「アイヌ」ヲ研究セシメ以テ「アイヌ」ヲ特別人種トシ之ニ對シテ一般人民ト異リタル取扱ヲ爲スヤ例ヘハ踪ノ如キハ彼等ノ意ノ儘ニ之ヲ許ス考ナリヤ

○政府委員俵孫一 前述ノ調査ハ唯現狀ノ調査ナリ人類學上歴史學上ノ調査ニハ非ス又保護ノ趣旨ハ彼等ヲシテ内地人ト同様ニ進歩セシメムトスルニ在リ故ニ全然彼等ノ欲スル儘ニ放任スルコトヲ得ス惡風ノ矯正ハ之ヲ十分ニ勵行セムトス

○委員長侯爵徳川義親 本案ニ付更ニ質疑ナクハ之ヲ表決ニ付スヘキヤヲ諮フ

○委員男爵石黒忠恵 本案ニ關スル豫算案ノ審査終結後ニ於テ採決セムコトヲ望ム

○委員長侯爵徳川義親 石黒男爵ノ動議ニ異議ナキヲ認メ散會ヲ命ス

散會 午前十一時三十分

第二回 大正八年三月一日

出席委員

副委員長伯爵 清 棲 家 教 委員 子爵 大 給 近 孝

同 男爵 石 黒 忠 恵 同 男爵 安 藤 直 雄

同 成 清 信 愛

出席政府委員

北海道廳長官 俵 孫 一

開會 午前九時二十五分

○副委員長伯爵清棲家教 開會ヲ宣告ス

○副委員長伯爵清棲家教 本案ニ關シテハ前會ニ於テ十分ナル質疑ヲ遂ケタリ故ニ之ヲ表決ニ付シテ可ナルヤヲ諮フ

○委員男爵石黒忠恵 本員ハ既ニ質疑ノ點ナキモ少シク希望ヲ述ヘタシ即チ舊土人保護ノ爲設置スル病院ノ醫員ノ如キモ記載記録ニ對シ趣味ヲ有スル者ヲシテ其ノ任ニ當ラシメ舊土人ノ保護ヲ爲サシムルハ勿論彼等カ益發達シ内地人ト同様ナル程度ニ至ラシメムコトヲ望ム

○副委員長伯爵清棲家教 他ニ意見ノ陳述ナキヲ以テ本案ハ可決セラレタルモノト認メテ異議ナキヤヲ諮フ

異議ナシ

○副委員長伯爵清棲家教 本案ハ全會一致ヲ以テ可決セラレタル旨ヲ宣告シ散會ヲ命ス
散會 午前九時三十分

(附記) 同日議長ニ提出シタル副委員長ノ報告左ノ如シ

北海道舊土人保護法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月一日

右特別委員副委員長

伯爵 清棲 家 教

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 侯爵 德川 義親 印

副委員長 伯爵 清棲 家 教 印

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案特別委員ヲ選定
スルコト左ノ如シ

伯爵 津 輕 英 鷹

子爵 竹 屋 春 光

男爵 小野田 元 熙

男爵 北里 柴 三 郎

男爵 竹 腰 正 巳

男爵 安 場 末 喜

男爵 小畑 大 太 郎

市 來 乙 彦

大 森 慶 次 郎

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	伯爵	津輕英麿
副委員長		小野田元熙

會議

第一回 大正八年二月十八日

出席委員

委員長	伯爵	津輕英麿	副委員長	小野田元熙	
委員	北里柴三郎	同	男爵	竹腰正巳	
同	男爵	安場末喜	同	男爵	小畑大太郎
同	市來乙彦	同	同	大森慶次郎	

出席政府委員

朝鮮總督府	度支部長	官	鈴木穆
朝鮮總督府	事務官		河內山樂三

開會 午前十一時十五分

○委員長伯爵津輕英麿 開會ヲ宣告ス

(參照)

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「四十五萬圓」ヲ「七十一萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○委員伯爵津輕英麿 本案ノ大體ニ付政府委員ヨリ説明アラムコトヲ求ム

○政府委員鈴木穆 現行法ハ明治四十五年ノ制度ニ係ルモノニシテ朝鮮總督府醫院朝鮮總督府道
慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ノ會計ハ第二條ニ依ル政府支出金四十五萬圓及其ノ他ノ收入ヲ以
テ支辨シ來リタルモ其ノ後社會ノ狀況大ニ變遷シ殊ニ昨年ヨリ物價ノ騰貴著シクシテ多大ノ經
費ヲ要スルニ至リシノミナラス官吏以下ニ對スル臨時手當ノ支給等ニ因リ支出増加シタル爲政
府支出金ヲ増加スルノ必要ヲ認メ此ノ改正案ヲ提出スルニ至リシナリ而シテ大正八年度ニ於ケ
ル不足額ハ三十萬四千餘圓ノ見込ナルモ其ノ内幾分ハ收入ノ増加ヲ以テ補フヘキニ依リ政府支

出金ニ於テ二十六萬圓ノ増加ヲ要スルモノナリ

○委員小野田元熙 政府委員ノ説明ニ係ル收入トハ如何ナルモノヲ指スヤ

○政府委員鈴木穆 收入トハ入院料、藥價及基本金ノ利子等ヲ總稱シタルモノニシテ其ノ額約十九萬圓アリ

○委員小野田元熙 朝鮮醫院及濟生院ハ總テ韓國併合後ノ設立ニ係ルモノナリヤ且之カ設立ノ趣旨ハ仁慈ヲ施スヲ以テ目的トスルヤ

○政府委員鈴木穆 韓國併合以前ニハ京城ニ大韓醫院地方ニ五六ノ慈惠醫院アリタリ併合後大韓醫院ハ朝鮮總督府醫院ト改稱シ又各道ニ慈惠醫院ヲ増設シ現今其ノ數二十アリ主トシテ朝鮮人ニ醫療救濟ヲ施スヲ目的トス貧困者ニハ施療ヲ爲シ中流階級ノ者ニハ施療セス又濟生院ハ孤兒ヲ養育シ及盲啞ヲ教育ス而シテ之ニ要スル費用ノ大部分ハ政府之ヲ支辨ス

○委員小野田元熙 醫院ニ於テハ内地人ニ對シテモ施療ヲ爲スヤ又濟生院ニ於テハ棄兒ヲ收容スルヤ

○政府委員鈴木穆 内地人ニハ施療セス又濟生院ニハ目下百四十六人ノ孤兒ヲ收容ス其ノ内六人ハ内地人ナリ

○委員北里柴三郎 京城醫學專門學校ト朝鮮總督府醫院トハ如何ナル關係アリヤ

○政府委員鈴木穆 二者ハ全然別箇ノモノナリ

○委員北里柴三郎 醫學專門學校ノ教師ト總督府醫院ノ醫員トハ關係ナキヤ

○政府委員鈴木穆 兼務者アリ

○委員北里柴三郎 朝鮮總督府醫院ノ醫官ハ軍醫ヲ以テ之ニ充ツルノ内規アリヤ

○政府委員鈴木穆 何等斯克ノ如キ内規ナシ然レトモ醫官ニハ實際上軍醫多シ

○委員北里柴三郎 歴代ノ醫院長ハ軍醫ナリ而シテ醫院ノ内部ハ統一ヲ闕ク等面白カラサル噂アリ是レ醫院内ニ於テハ軍醫ノ勢力強盛ニシテ跋扈スルカ爲ナルカ如シ當局者ノ所見如何

○政府委員鈴木穆 先年斯ノ如キ噂ヲ聞ケリ然レトモ是レ何等カノ事ヲ針小棒大ニ誇言シタルモノナラム醫院當局者モ亦斯克認メ居レリ何分醫官ノ數モ多キコトナレハ個人間ニハ或ハ多少ノ軋轢アレヤモ知レサレトモ黨派ヲ作り兩兩相對峙スルカ如キコトナシト信ス

○委員北里柴三郎 朝鮮醫院ノ會計ハ收支相償フヤ收入ノ點ニ於テハ施療等ノコトモアレハ内地ノ病院ト如何ナル差異アリヤ

○政府委員鈴木穆 支出ニ比スレハ收入ノ不足額約十五萬圓アリ大正八年度ノ豫算ニ就テ見ルニ

醫院收入二十五萬九千四百十五圓維持資金收入千八百六十二圓政府支出金十五萬九千七百二十七圓其ノ他ヲ合シテ收入ノ合計約四十三萬圓ニシテ歲出ハ之ト同額ナリ

○委員北里柴三郎 此ノ收入不足ノ原因ハ主トシテ施療ニ在リヤ

○政府委員鈴木穆 然リ其ノ他官吏以下ニ支給スル臨時手當等ノ費用モ亦多大ナリ

○委員北里柴三郎 施療患者ヲ除外シタル入院患者ノ豫定數及其ノ收入額如何

○政府委員鈴木穆 入院患者豫定二十七萬三千四十六人收入二十五萬九千四百十五圓ナリ此ノ收入ヲ細別スレハ入院患者收入八萬八千三百八圓外來患者收入八萬七千三十二圓食料七萬一千七百八十八圓其ノ他手數料一萬二千二百八十七圓ナリ

○委員北里柴三郎 此ノ醫院ノ會計ハ將來收支相償フノ見込アリヤ

○政府委員鈴木穆 當分困難ナラム尙當局者ニ於テハ醫院ノ擴張ヲ企圖スルヲ以テ政府支出金ハ當分増加スルコトナルヘシ

○委員北里柴三郎 其ノ増加タルヤ醫學校ノ存スルニ因ルニアラスヤ

○政府委員鈴木穆 前述セシ通り兩者ハ經濟上別箇ノモノナレハ貴説ノ如キ事ナシ

○委員男爵安場末喜 朝鮮醫院ノ基本金總額如何

○政府委員鈴木穆 三百七十九萬八千七百七十三圓ナリ別ニ特別資金トシテ二十萬六千九百八十圓ヲ有ス此ノ内現金四萬四千三百十九圓ニシテ其ノ他ノ大部分ハ公債證書ナリ

○委員男爵小畑大太郎 本案ニ依リテ増加スヘキ二十六萬圓ノ政府支出金ハ主トシテ如何ナル割當ヲナスノ考ナルカ

○政府委員河内山樂三 之ヲ分類スレハ總督府醫院ニ四萬三千九百二十二圓慈惠院ニ十九萬七千百八十七圓濟生院一萬七千八百八十六圓ヲ配當ス

○委員男爵小畑大太郎 內務省所屬ノ感化院ニ於テスラ政府支出金ハ僅ニ三萬六千圓ナリ果シテ然ラハ朝鮮總督府醫院濟生院ニ對スル政府支出金ハ比較的多キニ過クルニアラスヤ斯ノ如キハ何等特殊ノ理由ニ基クモノナリヤ

○政府委員鈴木穆 朝鮮ニハ濟生院ノ外斯ノ如キ團體ナシ從テ其ノ經費ノ如キモ比較的多額ニ上ルヤモ知レス然レトモ此ノ施設ハ政策上ヨリ見ルモ必要ナリ

○委員男爵小畑大太郎 濟生院ハ京城ニ一箇所アルノミナリヤ若シ然リトセハ京城附近以外ニ在ル人ハ其ノ恩惠ヲ得難キニ非サルカ

○政府委員鈴木穆 目下濟生院ハ京城ニ一箇所アルノミ然レトモ漸次他ニモ設置スルノ必要アル

ヲ認ム

○委員長伯爵津輕英麿 既ニ質疑モ盡キタリト認ムルヲ以テ本案ノ討議ニ移ルヘキコトヲ命ス

○委員小野田元熙 本員ハ本案ニ賛成ス

○委員北里柴三郎 前述セシカ如ク醫院内部ノ不統一ニ關スル噂ノ如キニ付テハ精精注意セラレムコトヲ望ム

○委員男爵安場末喜 曾テ臺灣ニ於テモ類似ノ事アリシヲ見聞セシ故北里委員ノ意見ニ同意ヲ表ス

○政府委員鈴木穆 貴諭ノ事項ニ付テハ當局者ニ於テモ決シテ注意ヲ怠ラサルヘン

○委員長伯爵津輕英麿 本案ヲ表決ニ付ス

可決

○委員長伯爵津輕英麿 本案ハ全會一致ヲ以テ可決セラレタル旨ヲ宣告シ散會ヲ命ス

散會 午後零時二分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年二月十八日

右特別委員長

伯爵 津 輕 英 麿

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長 伯爵 津 輕 英 麿 印

副委員長 小野 田 元 熙 印

大正八年二月十八日
 委員 小野田 元壽
 委員 白根 時壽
 委員 英 龍
 委員 森 六郎
 委員 池田 政時
 委員 八條 隆正
 委員 松室 致
 委員 山川 健次郎
 委員 本田 親濟
 委員 赤松 範一
 委員 若槻 禮次郎
 委員 磯部 四郎

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案特別委員會

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案特別委員會

(附記) 右各特別委員會會議錄ハ便宜之ヲ一括ス

委員選舉

○大正八年二月十四日議長ノ指名ヲ以テ家祿賞典祿處分ニ關スル法律案、沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

- | | |
|----|--------|
| 子爵 | 池田 政時 |
| 子爵 | 八條 隆正 |
| | 松室 致 |
| 男爵 | 山川 健次郎 |
| 男爵 | 本田 親濟 |
| 男爵 | 赤松 範一 |
| | 若槻 禮次郎 |
| | 磯部 四郎 |

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月十八日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

島	定治郎
委員長	子爵 八條 隆正
副委員長	磯部 四郎

會議

第一回 大正八年三月八日

出席委員

委員長	子爵 八條 隆正	副委員長	磯部 四郎
委員	子爵 池田 政時	同	松室 致
同	男爵 山川 健次郎	同	男爵 本田 親濟
同	男爵 赤松 範		
出席政府委員		大藏省理財局長	森 俊六郎

開會 午前十時十四分

○委員長子爵八條隆正 開會ヲ宣告ス

(參照)

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ期限内ニ願出テサルモノニシテ同法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正八年十二月三十一日迄ニ願出テサルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

第二條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限内ニ出訴セサル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案

第一條 明治三年九月十日太政官布告藩制施行ヨリ同九年八月太政官第百八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法並明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長子爵八條隆正 散會ヲ命ス

○散會 午前十一時四十四分

第二回 大正八年三月十二日

出席委員

委員長	子爵	八條	隆正	大藏省副委員長	磯部	四郎
委員	子爵	池田	政時	同	男爵	山川健次郎
同	男爵	本田	親濟	同	男爵	赤松範一
同	同	島川	定治郎	同	同	同
出席政府委員	同	同	同	同	同	同
大藏省理財局長	同	同	同	同	同	森俊六郎

開會 午前十時十六分

○委員長子爵八條隆正 開會ヲ宣告ス

○委員長子爵八條隆正 散會ヲ命ス

散會 午前十一時十一分

第三回 大正八年三月十三日

出席委員

委員長	子爵	八條	隆正	副委員長	磯部	四郎
委員	子爵	池田	政時	同	松室	致
同	男爵	山川	健次郎	同	男爵	本田
同	男爵	赤松	範一	同	同	親濟
出席政府委員					島	定治郎
					大藏省理財局長	森俊六郎

開會 午前十一時二十五分

○委員長子爵八條隆正 開會ヲ宣告ス

○委員長子爵八條隆正 散會ヲ命ス

○散會 午前十一時二十八分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月十三日

右特別委員長

子爵 八條 隆正

貴族院議長公爵德川家達殿

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月十三日

右特別委員長

子爵 八條 隆正

貴族院議長公爵德川家達殿

委員長	子爵	八條	隆正	印
副委員長		磯部	四郎	印

大正八年三月十三日

貴州河縣縣長許國鈞呈請
大正八年三月十三日
許國鈞呈請河縣縣長許國鈞呈請
貴州河縣縣長許國鈞呈請

大正八年三月十三日

貴州河縣縣長許國鈞呈請
大正八年三月十三日
許國鈞呈請河縣縣長許國鈞呈請

開墾助成法案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月十八日議長ノ指名ヲ以テ開墾助成法案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

出席委員

第一回 大正八年二月二十日

- 伯爵 廣澤金次郎
- 伯爵 西大路吉光
- 伯爵 和田彦次郎
- 伯爵 武井守正
- 伯爵 岡田金良平
- 伯爵 北大路實信
- 伯爵 黒川幹太郎
- 伯爵 長松篤葉
- 伯爵 辻太一郎
- 伯爵 島津健之助
- 伯爵 伊澤多喜男

委員長及副委員長選舉

○大正八年二月二十日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長	伯爵	廣澤金次郎
副委員長	子爵	西大路吉光
委員	伯爵	永田秀次郎
委員	伯爵	田中源太郎
委員	伯爵	中村圓一郎
委員	伯爵	高橋隆一

會議

第一回 大正八年二月二十日

出席委員

委員長	伯爵	廣澤金次郎	副委員長	子爵	西大路吉光
委員	伯爵	和田彦次郎	委員	伯爵	北大路實信
委員	男爵	黒川幹太郎	委員	男爵	辻太郎

同 永田秀次郎 同 田中源太郎

同 中村圓一郎

出席政府委員

大藏省主計局長	西野元
農商務次官	犬塚勝太郎
農商務省農務局長	道家齊
農商務技師	有働良夫

開會 午前十時十八分

○委員長伯爵廣澤金次郎 開會ヲ宣告ス

(參照)

開墾助成法案

(小字ハ衆議院ノ修正、——ハ同削除ノ符號ナリ)

第一條 土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ左ニ掲クル事業ヲ行フ者ニ對シ主務大臣ハ豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得

一 開墾、湖海ノ埋立若ハ干拓又ハ開田

二 前號ニ掲クル事業ニ伴フ灌溉排水ニ關スル施設又ハ道路堤塘ノ新設若ハ變更

第二條 助成金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工事開始ノ年ヨリ工事終了後四年ニ至ル期間内ニ於テ之ヲ交付ス

前項助成金ノ年額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ爲其ノ交付ノ日迄ニ支出シタル總金額ノ百分ノ六以内トス

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ最後ノ交付ノ年ノ翌年ヨリ起算シ二十年内ニ於テ其ノ受ケタル助成金ヲ返還スヘシ

第四條 助成金返還ノ義務アル者助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ讓渡セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國ニ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ノ移轉アリタルトキハ移轉前ニ交付アリタル助成金ノ返還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ承繼人前者ト連帶シテ其ノ返還ノ義務ヲ負フ但シ國カ承繼人タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金交付ノ

土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ニ關シ報告ヲ命ジ、當該官吏若ハ吏員ヲシテ書類會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ又ハ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ即時返還ヲ命スルコトヲ得

一 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 助成金交付ノ土地又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ農業上ニ利用セサルニ至リタルトキ

四 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

五 詐欺ノ手段ヲ以テ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第八條 私人ノ助成金返還ニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第九條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ北海道ニ之ヲ施行セス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長伯爵廣澤金次郎 散會ヲ命ス

散會 午前十時三十七分

第二回 大正八年二月二十八日

出席委員

委員長	伯爵	廣澤金次郎	副委員長	長子爵	西大路吉光
委員	岡田良平	同	男爵	北大路實信	
同	男爵	黑川幹太郎	同	男爵	島津健之助
同	同	永田秀次郎	同	同	高橋隆一
出席國務大臣					大藏大臣 男爵 高橋是清

出席政府委員

大藏省主計局長	西野元
農商務次官	犬塚勝太郎
農商務省農務局長	道家齊
農商務省山林局長	鶴見左吉雄
農商務技師	有働良夫

開會 午前十時二十九分

○委員長伯爵廣澤金次郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵廣澤金次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時九分

第三回 大正八年三月四日

出席委員

委員長	伯爵	廣澤金次郎	副委員長	長子爵	西大路吉光
委員	和田彦次郎	同	男爵	武井守正	

同 岡田 良平 同 男爵 北大路 實信
 同 男爵 黒川 幹太郎 同 男爵 長松 篤斐
 同 男爵 辻 太郎 同 男爵 島津 健之助
 出席委員外議員 伊澤 多喜男 同 高橋 隆一

○委員長 伯爵 廣澤 金次郎 散會ヲ命ス
 出席國務大臣 上山 滿之進

農商務大臣 山本 達雄
 農商務次官 犬塚 勝太郎
 農商務省農務局長 道家 齊
 農商務技師 有働 良夫

○委員長 伯爵 廣澤 金次郎 散會ヲ命ス
 開會 午前十時二十四分
 農商務大臣 山本 達雄

開會 午前十時二十四分

農商務大臣 山本 達雄
 農商務次官 犬塚 勝太郎
 農商務省農務局長 道家 齊
 農商務技師 有働 良夫

○委員長 伯爵 廣澤 金次郎 散會ヲ命ス
 散會 午後零時二十七分
 第四回 大正八年三月六日

出席委員

委員長 伯爵 廣澤 金次郎 副委員長 子爵 西大路 吉光
 委員 和田 彦次郎 同 男爵 武井 守正
 同 岡田 良平 同 男爵 北大路 實信
 同 男爵 黒川 幹太郎 同 男爵 長松 篤斐
 同 男爵 辻 太郎 同 男爵 島津 健之助
 同 伊澤 多喜男 同 永田 秀次郎
 同 中村 圓一郎 同 高橋 隆一

出席國務大臣

農商務大臣 山本 達雄

出席政府委員

開會 午前十時十九分

○委員長伯爵廣澤金次郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵廣澤金次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時十一分

第五回 大正八年三月八日

出席委員

委員長 伯爵 廣澤金次郎	副委員長子爵 西大路吉光
委員 和田彦次郎	同 男爵 武井守正
同 岡田良平	同 男爵 北大路實信
同 黑川幹太郎	同 男爵 長松篤業
同 辻太郎	同 男爵 島津健之助

農商務次官 犬塚勝太郎
農商務省農務局長 道家齊
農商務技師 有働良夫

○委員長伯爵廣澤金次郎 伊澤多喜男

同 中村圓一郎

出席國務大臣

農商務大臣

山本達雄

出席政府委員

農商務省農務局長

道家齊

農商務技師

有働良夫

開會 午前十時五十五分

○委員長伯爵廣澤金次郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵廣澤金次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時二十六分

第六回 大正八年三月十一日

出席委員

委員長 伯爵 廣澤金次郎

副委員長子爵

西大路吉光

委員	和田彦次郎	同	男爵	武井守正
同	岡田良平	同	男爵	北大路實信
同	黑川幹太郎	同	男爵	長松篤業
同	辻太郎	同	男爵	島津健之助
同	伊澤多喜男	同		永田秀次郎
同	田中源太郎	同		中村圓一郎
同	高橋隆一			

出席國務大臣

農商務大臣

山本達雄

出席政府委員

農商務省農務局長

道家齊

農商務技師

有働良夫

開會 午前十時十五分

○委員長伯爵廣澤金次郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵廣澤金次郎 散會ヲ命ス

散會 午後零時八分

第七回 大正八年三月十三日

出席委員 三月十三日

委員長	伯爵	廣澤金次郎	副委員長	子爵	西大路吉光
委員	和	田彦次郎	同	男爵	武井守正
同	岡	田良平	同	男爵	黑川幹太郎
同	辻	太郎	同	男爵	島津健之助
同	永	田秀次郎	同		田中源太郎
同	中	村圓一郎			

出席國務大臣 三月十三日

大藏大臣 男爵

高橋是清

農商務大臣

山本達雄

出席政府委員

開會 午前十時三十九分

○委員長伯爵廣澤金次郎 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵廣澤金次郎 散會ヲ命ス

散會 午前十時四十六分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

開墾助成法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月十三日

大正八年三月十三日

貴族院議長伯爵德川家達殿

大藏省主計局長

西野元

農商務省農務局長

道木齊

農商務技師

有働良夫

右特別委員長

伯爵 廣澤金次郎

委員長 伯爵 廣澤金次郎 印
副委員長 子爵 西大路吉光 印

委員 西大... 委員 金大...

大正七年勅令第三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)特別委員會

穀類收用令(承諾ヲ求ムル件)特別委員會

大麥、小麥及小麥粉ノ輸入稅減免ニ關スル法律案特別委員會

(附記) 右各特別委員會會議錄ハ便宜之ヲ一括ス

委員選舉

○大正八年二月二十二日議長ノ指名ヲ以テ大正七年勅令第三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)、穀類收用令(承諾ヲ求ムル件)特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

伯爵	柳澤保惠	伯爵	山脇玄	子爵	井上匡四郎	子爵	八條隆正	子爵	荒井賢太郎	男爵	黑田長和	男爵	岩倉道俱
----	------	----	-----	----	-------	----	------	----	-------	----	------	----	------

男爵 藤村 義朗

藤田 四郎

石渡 敏一

若槻禮次郎

大村彦太郎

佐藤友右衛門

鎌田勝太郎

山田 敏

(附記) 大麥、小麥及小麥粉ノ輸入稅減免ニ關スル法律案ハ大正八年二月二十六日連繫事件トシテ其ノ審査ヲ大正七年勅令第三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)外一件特別委員會ニ付託セラル

委員長及副委員長選舉

○大正八年三月十日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長 伯爵 柳澤 保惠

副委員長 山 脇 玄

會議

第一回 大正八年三月十七日

出席委員

委員長 伯爵 柳澤 保惠 副委員長 山 脇 玄

委員 子爵 八條 隆正 同 男爵 岩倉 道俱

同 男爵 藤村 義朗 同 藤田 四郎

同 石渡 敏一 同 若槻禮次郎

同 大村彦太郎 同 佐藤友右衛門

同 鎌田勝太郎

出席政府委員

法制局參事官 馬場 鏌一

大藏省主稅局長 松本 重威

農商務次官 犬塚勝太郎

農商務省農務局長

道 家 太 齊

開會 午前十一時五分

○委員長伯爵柳澤保惠 開會ヲ宣告ス

(參照)

大正七年勅令第三百七十三號

勅令第三百七十三號

政府ハ當分ノ内勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米及粃ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

穀類收用令

第一條 農商務大臣ハ國民ノ生活上緊要ナル場合ニ於テハ補償金額ヲ定メ米雜穀ヲ收用シ又ハ其ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ收用セシムルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ收用シ又ハ收用セシメタル米雜穀ハ農商務大臣價格ヲ定メ之ヲ賣却シ又ハ賣却セシムルコトヲ得農商務大臣ノ買入レ又ハ買入レシメタルモノニ付亦同シ

第三條 第一條ノ補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用ノ日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ出訴ハ米雜穀ノ收用ヲ停止セス

第四條 第一條ノ規定ニ依ル收用ヲ拒ミタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 第二條ノ規定ニ違反シ農商務大臣ノ定メタル價格ヲ超エテ米雜穀ヲ賣却シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ價格ヲ起エタル部分ノ金額ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ之ヲ追徴ス

第六條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ農商務大臣之ヲ定ム

本令中農商務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大麥、小麥及小麥粉ノ輸入税減免ニ關スル法律案

政府ハ當分ノ内勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ大麥、小麥及小麥粉ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコト

ヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長伯爵柳澤保惠 散會ヲ命ス

散會 午前十一時五十一分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

大麥、小麥及小麥粉ノ輸入税減免ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月十七日

右特別委員長

伯爵 柳澤 保惠

貴族院議長公爵徳川家達殿

第二回 大正八年三月二十日

出席委員

委員長	伯爵	柳澤	保惠	委員	子爵	井上	匡四郎
同	子爵	八條	隆正	同		荒井	賢太郎
同	男爵	岩倉	道俱	同		藤田	四郎
同		石渡	敏一	同		佐藤	友右衛門

出席政府委員

農商務省農務局長

道 家 齊

開會 午前十一時三十六分

○委員長伯爵柳澤保惠 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳澤保惠 散會ヲ命ス

散會 午後零時五分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

大正七年勅令第三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)

右承諾スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月二十日

右特別委員長

伯爵 柳澤 保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

第三回 大正八年三月二十一日

出席委員

委員長 伯爵 柳澤・保惠 副委員長 山脇 玄

委員 子爵 井上匡四郎 同 子爵 八條 隆正

同 荒井賢太郎 同 男爵 黑田 長和

同 男爵 岩倉 道俱 同 男爵 藤村 義朗

同 石渡 敏一 同 若槻禮次郎

同 佐藤友右衛門 同 鎌田勝太郎

出席政府委員

法制局長官 横田千之助

法制局參事官 馬場 鏌一
農商務書記官 副島 千八

開會 午後一時十九分

○委員長伯爵柳澤保惠 開會ヲ宣告ス

○委員長伯爵柳澤保惠 散會ヲ命ス

散會 午後三時一分

(附記) 穀類收用令(承諾ヲ求ムル件)ハ本院ニ於テ之ヲ議決スルニ至ラスシテ議會ノ閉會トナ
レリ

委員長 伯爵 柳澤 保惠 印
副委員長 山脇 玄 印

○委員長 前橋 繁
 ○副委員長 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁

（附註） 委員長及副委員長ハ、委員中より選出スルベシ

○委員長 前橋 繁
 ○副委員長 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁

○委員長 前橋 繁
 ○副委員長 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁

○委員長 前橋 繁
 ○副委員長 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁

○委員長 前橋 繁
 ○副委員長 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁

○委員長 前橋 繁
 ○副委員長 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁
 ○委員 前橋 繁

大正七年法律第三十七號中改正法律案特別委員會

委員選舉

○大正八年二月二十六日議長ノ指名ヲ以テ大正七年法律第三十七號中改正法律案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

○委員長 侯爵 佐佐木行忠
 ○副委員長 子爵 牧野忠篤
 ○委員 子爵 伊集院兼知
 ○委員 男爵 石塚英藏
 ○委員 室田義文
 ○委員 多勢龜五郎
 ○委員 土田萬助
 ○委員 平尾喜三郎

○委員長 侯爵 佐佐木行忠
 ○副委員長 子爵 牧野忠篤
 ○委員 子爵 伊集院兼知
 ○委員 男爵 石塚英藏
 ○委員 室田義文
 ○委員 多勢龜五郎
 ○委員 土田萬助
 ○委員 平尾喜三郎

○委員長 侯爵 佐佐木行忠
 ○副委員長 子爵 牧野忠篤
 ○委員 子爵 伊集院兼知
 ○委員 男爵 石塚英藏
 ○委員 室田義文
 ○委員 多勢龜五郎
 ○委員 土田萬助
 ○委員 平尾喜三郎

○委員長 侯爵 佐佐木行忠
 ○副委員長 子爵 牧野忠篤
 ○委員 子爵 伊集院兼知
 ○委員 男爵 石塚英藏
 ○委員 室田義文
 ○委員 多勢龜五郎
 ○委員 土田萬助
 ○委員 平尾喜三郎

○大正八年三月十一日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

委員長 侯爵 佐佐木行忠
副委員長 石塚英藏

會議

第一回 大正八年三月十一日

出席委員

委員長 侯爵 佐佐木行忠 副委員長 石塚英藏
委員 子爵 伊集院兼知 同 男爵 東鄉安
同 室田義文 同 土田萬助

出席政府委員

大藏省主稅局長 松本重威
度支總督府 官 鈴木穆

開會 午前十時二十四分

○委員長侯爵佐佐木行忠 開會ヲ宣告ス

(參照)

大正七年法律第三十七號中改正法律案

大正七年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一號「生牛」ノ下ニ「及生牛肉」ヲ加フ

(附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下倣之

○委員長侯爵佐佐木行忠 散會ヲ命ス

散會 午前十時五十三分

第二回 大正八年三月二十一日

出席委員

委員長 侯爵 佐佐木行忠 副委員長 石塚英藏
委員 子爵 牧野忠篤 同 子爵 伊集院兼知
同 男爵 東郷安 同 室田義文

出席政府委員

農商務省農務局長

道家齊

出席説明員

農商務技師

月田藤三郎

開會 午前十時二十八分

○委員長侯爵佐佐木行忠 開會ヲ宣告ス

○委員長侯爵佐佐木行忠 散會ヲ命ス

散會 午前十一時二十七分

(附記) 同日議長ニ提出シタル委員長ノ報告左ノ如シ

大正七年法律第三十七號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正八年三月二十一日

右特別委員長

侯爵 佐佐木行忠

貴族院議長公爵徳川家達殿

委員長 侯爵 佐佐木行忠 印

副委員長 石塚英藏 印

道路法案特別委員會

委員選舉

○大正八年三月一日議長ノ指名ヲ以テ道路法案特別委員ヲ選定スルコト左ノ如シ

出席委員

第一回 大正八年三月四日六分

伯爵 林 博太郎
子爵 榎 本 武 憲
子爵 立 花 種 忠

出席委員

阿 部 浩
男爵 山 根 武 亮

○大正八年三月四日委員選定委員又其選定其ノ結果式ノ成

渡 正 元
古 市 公 威
男爵 肝 付 兼 行

石 黒 五 十 二
阪 本 鈔 之 助
山 之 内 一 次

委員長及副委員長選舉

○大正八年三月四日委員長及副委員長ヲ互選ス其ノ結果左ノ如シ

- | | | | |
|------|----|---|------|
| 委員長 | 伯爵 | 林 | 博太郎 |
| 副委員長 | | 古 | 市公威 |
| | | 湯 | 淺倉平 |
| | | 大 | 谷嘉兵衛 |
| | | 橫 | 山章 |
| | | 高 | 橋作衛 |

會議

第一回 大正八年三月四日

出席委員

- | | | | | | | | |
|-----|----|---|------|------|----|-----|------|
| 委員長 | 伯爵 | 林 | 博太郎 | 副委員長 | 古 | 市公威 | |
| 委員 | 男爵 | 山 | 根武亮 | 同 | 男爵 | 肝 | 付兼行 |
| 同 | | 石 | 黒五十二 | 同 | | 阪 | 本鈺之助 |

同 山之内 一次 同 湯淺倉平

同 橫山 章

出席政府委員

內務省土木局長 堀田 貢

開會 午前十時二十六分

○委員長伯爵林博太郎 開會ヲ宣告ス

(參照)

道路法案

(小字ハ衆議院ノ修正、——ハ同削除ノ符號ナリ)

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條 左ニ掲クルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 道路ヲ接續スル橋梁及渡船場

- 二 道路ニ附屬スル溝、竝木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識
- 三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場
- 四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ
- 第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ
本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス
- 第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ
- 第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ
- 第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得
- 第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定
- 第八條 道路ヲ分チテ左ノ五種トス

- 一 國道
 - 二 府縣道
 - 三 郡道
 - 四 市道
 - 五 町村道
- 第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル
- 第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス
- 一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線
 - 二 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線
- 第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス
- 一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線
 - 二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線
 - 三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五 府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六 府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數郡市ヲ連結スル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

八 地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線

第十二條 郡道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ郡内ノモノニ就キ郡長之ヲ認定ス

一 郡役所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線

二 郡役所所在地ヨリ郡内町村役場所在地ニ達スル路線

三 郡役所所在地ヨリ郡内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 郡内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五 郡内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六 郡内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數町村ヲ連結スル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

八 地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線

第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十五條 市町村長ハ市町村ノ爲特ニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス

第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

第十九條 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第二十二條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムコトヲ得

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第二十六條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間内橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用カ法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公
共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ
承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許
可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ
臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム

第四章 道路ニ關スル費用及義務

第三十三條 ○主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他 主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

前項ニ規定スルモノヲ除クノ外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ
負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依
ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用ノ負
擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ
ハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ
一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改
築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二
十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔ト
ス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事
又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又
ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲ
シテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

第四十二條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

第四十三條 道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之

ヲ爲スモノト看做ス

第四十一條ノ規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

第四十四條 道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス

第四十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

第四十六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得

第四十七條 前二條ノ規定ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ^{○現ニ生シタル}損害ヲ受ケタル者ハ立入、使用、使役又ハ收用ノ後三月内ニ管理者^{之ヲ}ニ對シ補償ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ホ

スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第四十九條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

第五十條 沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章 監督及罰則

第五十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ
- 四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五 公益上必要ト認ムルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得
前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

- 一 國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト
- 二 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト
- 三 道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト
- 四 第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコト
- 五 第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト

六 第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

七 第二十七條ノ規定ニ依リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト

八 第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト

九 第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第五十三條 監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ

掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キ

テ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者カ強制

スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬

スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳

ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第五十六條 私人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ一年以下ノ懲役若ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科

料ニ處ス

一 許可ヲ得スシテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占

用シタルトキ

二 許可ヲ得スシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタ

ルトキ

三 道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ

四 詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タルトキ

五 正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサルトキ

六 第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ホスヘキ

損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササルトキ

第六章 訴願及訴訟

第五十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲

シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲

シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴ズルコトヲ得

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者同條ノ規定スル期間補償請求後三月内ニ其ノ決定ノ通知ヲ

受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、同條ノ規定スル期間補償請求後三月内ニ其ノ決定ノ

通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場

合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章 雜則

第六十條 本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道

廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道及沖繩縣

ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ

付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス

第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定並第二十三條乃至第三十六條、第

四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ沖繩縣ニ付テハ郡道ニ關シ勅令ヲ以テ特別
ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬
物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコト
ヲ得

前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ
滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ
適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノト看做ス

第六十三條 左ニ掲クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス

一 明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關ス
ル件

二 明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件第十
二項

三 明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件

- 四 陸地測量標條例第二條
 - 五 水路測量標條例第二條
 - 六 電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條
 - 七 軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條
 - 八 河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條
 - 九 砂防法第八條及第十六條
 - 十 私設鐵道法第四十二條
 - 十一 輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條
 - 十二 電氣事業法第九條
 - 十三 大正三年法律第三十七號
- 附 則
- 第六十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 - 第六十五條 左ニ掲クル法令ハ之ヲ廢止ス

- 一 明治五年第三百二十五號布告
 - 二 明治六年第四百十六號布告
 - 三 明治六年第四百十三號達
 - 四 明治九年第六十號達
 - 五 明治十八年第一號布達
 - 六 明治二十年勅令第二十八號
- 第六十六條 本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條件ト看做ス
- 第六十七條 本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモトト看做ス但シ管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可又ハ承認ノ效力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得
- 第六十八條 本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
- (附記) 本委員會議事ハ速記録ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス以下做之